

第百十八回国 参議院農林水産委員会會議録第一号

平成二年三月二十六日(月曜日)
午後七時二十五分開会

委員氏名

委員長 仲川 幸男君
理事 大塚清次郎君
理事 北 修二君
理事 上野 雄文君
理事 村沢 牧君
理事 井上 哲夫君
理事 青木 幹雄君
理事 鎌田 要人君
理事 熊谷太三郎君
理事 鈴木 貞敏君
理事 高橋 清孝君
理事 成瀬 守重君
理事 初村滝一郎君
理事 本村 和喜君
理事 一井 淳治君
理事 菅野 久光君
理事 谷本 巍君
理事 細谷 昭雄君
理事 三上 隆雄君
理事 猪熊 重二君
理事 刈田 貞子君
理事 林 紀子君
理事 橋本孝一郎君
理事 喜屋武眞榮君

同日
選任
菅野 久光君
補欠選任
大湖 絹子君

出席者は左のとおり。

委員
青木 幹雄君
鎌田 要人君
熊谷太三郎君
鈴木 貞敏君
高木 正明君
成瀬 守重君
初村滝一郎君
本村 和喜君
一井 淳治君
菅野 久光君
谷本 巍君
細谷 昭雄君
三上 隆雄君
猪熊 重二君
刈田 貞子君
林 紀子君
橋本孝一郎君
喜屋武眞榮君

委員の異動
三月六日
辞任
大塚清次郎君
高橋 清孝君
三月二十六日
補欠選任
大浜 方栄君
高木 正明君

国務大臣
農林水産大臣

山本 富雄君

政府委員

農林水産政務次官 大塚清次郎君
農林水産大臣官房長 鶴岡 俊彦君
農林水産大臣官房経理課長 前川 豊志君
農林水産省経済局長 川合 淳二君
農林水産省構造改善局長 片桐 久雄君
農林水産省農蚕園芸局長 松山 光治君
農林水産省畜産局長 岩崎 充利君
林野庁長官 豊 滋君
事務局側
常任委員会専門員 片岡 光君

席を願います。

○委員長(仲川幸男君) 本日の會議に付した案件
○理事補欠選任の件
○国政調査に関する件
○農林漁業金融公庫法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○委員長(仲川幸男君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。
議事に先立ち、一言申し上げます。
本委員会委員横溝克己君は、去る二月二十三日、逝去されました。まことに哀悼痛惜にたえません。ここに、皆様とともに謹んで黙禱をささげ、哀悼の意を表しまして御冥福をお祈り申し上げます。どうか御起立を願います。黙禱。
(総員起立、黙禱)
○委員長(仲川幸男君) 黙禱を終わります。御着

○委員長(仲川幸男君) 委員の異動について御報告いたします。
去る六日、大塚清次郎君及び高橋清孝君が、また、本日、菅野久光君が委員を辞任され、その補欠として大浜方栄君、高木正明君及び大湖絹子君が選任されました。
また、本委員会は、横溝克己君の逝去に伴い一名の欠員となっておりましたが、本日、星野朋市君が本委員会の委員に選任されました。
○委員長(仲川幸男君) 理事の補欠選任についてお諮りいたします。
委員の異動に伴い現在理事が一名欠員となっておりますので、その補欠選任を行いたいと存じます。理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員長(仲川幸男君) 御異議ないと認めます。それでは、理事に大浜方栄君を指名いたします。(拍手)
○委員長(仲川幸男君) 国政調査に関する件についてお諮りいたします。
本委員会は、今期国会におきましても、農林水産政策に関する調査を行いたいと存じますが、御異議ございませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員長(仲川幸男君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。
○委員長(仲川幸男君) 次に、山本農林水産大臣

及び大塚農林水産政務次官からそれぞれ発言を求められておりますので、順次これを許します。山本農林水産大臣。

○国務大臣(山本富雄君) このたび、農林水産大臣を拝命いたしました山本富雄でございます。

農林水産行政がまことに重要な時期を迎えている折から、その責務は極めて重大であり、身の引き締まる思いがいたします。

農林水産業は、申すまでもなく、国民生活にとつて最も基礎的な物資である食料の安定供給のほか、地域社会の活力の維持、国土・自然環境の保全等を通じて我が国の経済社会の発展と国民生活の安定に不可欠の役割を果たしております。

私は、皆様方の御支援を得て、農林水産行政の責任者として我が国の農林水産業に新たな展望を切り開いていくよう最大限の努力をする決意でございますので、よろしくお願い申し上げます。

どうぞよろしく願ひいたします。(拍手)

○委員長(仲川幸男君) 次に、大塚農林水産政務次官。

○政府委員(大塚清次郎君) このたび、農林水産政務次官を拝命いたしました大塚清次郎でございます。

我が国の農林水産行政は、幾多の困難な課題を抱えておりますが、山本大臣を補佐いたしまして、全力を傾けてこの難局に当たりたいと存じております。

委員各位の御支援のほどを切にお願い申し上げます。(拍手)

○委員長(仲川幸男君) 農林漁業金融公庫法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。山本農林水産大臣。

○国務大臣(山本富雄君) 農林漁業金融公庫法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御

説明申し上げます。

農業は、食料の安定供給を初め、地域社会の活力の維持、国土・自然環境の保全等の重要な役割を果たしており、また、農村地域は、かかる農業と農業者の生活が一体的に営まれる場として重要な機能を担っております。

このような農業や農村地域の持つ役割を十全に發揮させていくためには、現下の農業をめぐる諸情勢のもとで、農業経営の体質を強化するとともに、農村地域の維持・発展を図っていくことが一層重要となつていくところであります。

とりわけ、土地利用型農業につきましては、生産性の高い農業経営を広範かつ緊急に育成することが喫緊の課題となっており、このため、経営面積の拡大等を通じた総合的な経営改善を推進することが必要となつております。

また、土地条件の制約等から総じて農業の生産条件が不利ないわゆる中山間地域につきましても、その地域の特性を生かした農業の発展を図ることが緊急となっており、農業生産基盤の整備等の各般の施策とあわせ、これらの地域の農林畜水産物の加工の増進等あるいはこれらの地域に存在する農林漁業資源の有効活用を促進していくことが必要となつております。

さらに、これに関連して、農業者の農外事業の適切な育成を通じ農家経済の安定を図ることが必要であると考えております。

政府といたしましては、このような課題に対処して、農林漁業金融公庫から所要の長期かつ低利の資金の貸し付けを行うこととともに、農林漁業信用基金が行う農業信用保険の対象を拡大する措置等を講ずることとし、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして、御説明申し上げます。

まず、農林漁業金融公庫法の一部改正についてであります。

第一に、土地利用型農業の経営改善を図るため、経営規模の拡大を促進することが特に必要な特定

の農業部門につきまして、経営面積の拡大等を総合的に推進するに必要な農地等の所有権または利用権の取得等に要する資金を、公庫が一括して貸し付けることとしております。その貸付条件につきましては、利率を年三分五厘等とするなど特に長期かつ低利のものとしております。

第二に、地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な一定の地域における農業の健全な発展を図るため、公庫が、これらの地域における農林漁業の総合的な振興のための資金を貸し付けることとしております。

すなわち、これらの地域内で生産される農林畜水産物の加工及び販売の事業について、新商品の研究開発、需要の開拓等を行うのに必要な資金並びにこれらの地域内において、農地、森林等の農林漁業資源を公衆の保健の用に供するための施設を設置するのに必要な資金を貸し付けの対象としております。

このほか、貸付対象者の範囲の拡大、主務大臣指定施設資金の償還期限の延長等の融資内容の改善を行うとともに、公庫の余裕金の運用範囲の拡大、金利改定の簡素合理化等を図ることとしております。

次に、農業信用保証保険法の一部改正についてであります。

農業者の事業等に必要資金のうち農家経済の安定に資するものにつきまして、その融通の一層の円滑化を図るため、これらの資金を農林漁業信用基金が行う農業信用保険の対象に加えることとしております。

以上がこの法律案の提案の理由及び主要な内容であります。

なお、この法律案に対する衆議院における修正の内容につきまして、便宜政府側から御説明を申し上げます。

修正の内容は、この法律案の施行期日を、公布の日から平成二年四月一日に改めるものであります。以上であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○委員長(仲川幸男君) これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言をお願いします。

○三上隆雄君 それでは、社会党・護憲共同から、私は今回提案された法改正二案と農業全体についての質問を申し上げます。

今回、農林水産委員会に農林漁業金融公庫法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律案を提案されておりますけれども、まず、この法案の改正に至る理由等を質問する前に、農業全体像について若干質問をいたしたいと思います。

今回のこの法案の提案は、足腰の強い農業をつくるための中山間地域の活性化を図るためと、農山村振興基金を創設するという二つの問題がありまして、今日本国の経済発展は、世界一あるいは歴史始まって以来の好景気を持続していると言われております。しかしながら、個々の国民生活あるいは地域経済を見た場合に大変な格差が生じていることは、大臣承知のとおりだと思います。

特に農業、第一次産業と他産業との格差、そのことが地域間格差を増大させ、その結果が過疎過密という相反する両極の現象を生み出しております。これは目先の経済性あるいは合理性を追求した結果、最悪の状態を生み出しているのではないだろうかと思っております。

今全国で新卒者の就職者が二千人台、三千人を割っているという、そういう状況の中で、しかも現在農業の基幹労働力の中心は、五十歳前後が集団あるいは個々の営農の基幹労働年齢になつております。その日本の農業が、地域経済が、そしてまた社会がこれで見えてやる必要があるのではないか、こう思います。その意味で農業の、その産業のよしあしを見るバロメーターとして、若い者が喜んでその職業につくという、それが何にも増したバロメーターではなからうかと思っております。

そこで、大臣から、若者が喜んで従事するようなそういう日本農業像というのをまずお聞かせいただきたいと思っています。

○国務大臣(山本富雄君) 私、農林水産大臣に就任いたしました折に、一番先に省内の幹部の皆様にお話を申し上げたことがあります。また、テレビの討論会などでも、私自身の農政に取り組み基本的な姿勢、考え方ということで申し上げた言葉がございます。それは「農は国のもと」という言葉でございます。これは古くは大変新しい言葉だ。私の思うところによれば、明治であろうと大正であろうと昭和であろうと、平成になろうと二十一世紀になろうと、この農は国のもとという事柄は日本の国にとっては変わらない、この姿勢でさまざまな農政を展開していきたい、こういうことを真つ先に申し上げたわけでございます。私は、先生方と一緒に参議院で育ちまして、御承知のとおりまことに浅学非才でございますけれども、この農業に取り組み自分自身の情熱というものはその言葉に尽きておるといふふうに思っております。そこで問題は、現在の方々ももちろんでございますが、次の時代を背負っていく、すなわち先生のおっしゃった若者が本当に自分の先祖伝来の仕事、すなわち農業に対して誇りと希望を持ち得るか、こういうことでなければならぬというふうな思っております。ややもしますと、どうも日本農業の将来は暗いんだという話がしょっちゅう聞かれますけれども、私はそう思っておりません。我が国の国土が南北に長い、そして狭いけれども、しかし高温多湿で、その南北に長い高温多湿な土地の中でさまざまな農業のパラエティに富んだ展開ができるのじゃないか、こういうことをむしろ、暗くなく明るく、明るい材料として取り上げるべきじゃないか。そしてまた、今申し上げた条件が、平地もあるあるいは山間地もある、あるいは中間山間地もある、そういう意味では、そのことをむしろ積極的な我々の将来の農業展開の基礎条件として取り込んでいくということが必要だといふふうに考えております。

それから、物をつくれればこれを売らなければならぬ、売って食べていただくかなければならぬ。そうすると、消費ということが問題になるわけなんです。その消費市場は、もちろん世界にも求めたいかなくちやなりませんけれども、日本の国内にある。日本の国内市場というものは、これはある意味では世界一レベルの高い、そしてボリュームのある消費市場だということでございます。さらに、今度は人間の面を考えた場合に、これはこれまた世界有数のパイオを中心にした科学技術というものを持っておる。農業の科学技術化というのを考えていった場合に、今言ったような自然条件あるいはまた人の問題、あるいは科学的な技術というふうなものを考えていった場合に、決して日本農業の将来は暗いどころか明るいんだ、まさに足腰の強い、自立できる農業といふのは、これから二十一世紀に向かって展開できるというふうな私どもは、農林水産省が先頭を切つて日本じゅうの若者に、跡を継ぐ若者に呼びかけていかなければならぬ、こういうふうな考えております。

施策の面につきましてはいろいろございます。いろいろございましてけれども、今後とも農業者が将来を見通して、まさに誇りと希望を持ってやっていけるような格段の施策を打ち出していかなくてはならない。今回の措置もそうでございます。あるいは二年度におけるいろいろな農業施策、それが予算化されて先生方の御審議をいただくわけでございまして、その中等にも随所に盛り込んであるわけでございまして、どうか同じく農業を心配し、農業を愛するという立場の先生方とともに、若者に焦点を当てつつ頑張つてまいりたい、こういうふうな考えております。

どうぞよろしくお願いいたします。

○三上隆雄君 ただいま大臣から、まさしく私と同じような考え方を御披露いただきました。歴代の大臣が常にそんなことを申し上げておられますけれども、現在の農業が、若者が喜んで自信を持って誇りを持つてつき得ない、そういう状況になつてしまつていくわけでありまして。

そこで具体的に、当面差しかけております農政の問題に若干触れてみたいと思ひます。

今現在、ガット・ウルグアイ・ラウンドの農業交渉がされております。先般の新聞紙上にも見られておりますように、米の日本の消費量の約一割、約十万吨を輸入するという、そのような記事が示されております。それはミニマムアクセスというそういう形で、アメリカが要求しても当然のようないわゆる要求をしておりますけれども、これに対して再三選挙を通じて、あるいはいろいろな公式な場で非公式な場で、政府があるいは自民党が、米は一〇〇%自給するというを一貫して申されております。現段階においてそれを貫くのかどうか、その辺の所信をお答えいただきたいと思ひます。

○国務大臣(山本富雄君) 結論から先に申し上げますが、これはもう貫かなければならないというふうに考えております。それは今、政府・自民党というふうな先生のお話でございますが、決して言葉じりをとらえるつもりはございませんけれども、これは政府・自民党じゃないんです。国会で、衆参でこの問題は決議がされておる。衆参でしかも全会一致で決議がされておる。私どもは議会で育った子供ですから、議会の決議が、立法府の決議が、しかも衆参にわたつて度々行われておるといふようなことは、いかに重要なことかというふうな私どもはしっかりと受けとめなくてはならない。ですから、従来の政府の方針、自民党の方針とよく言われますけれども、これは国会決議を踏まえて貫き通さなくてはならないというふうな私どもは考えておまして、従来どおりの姿勢で国内自給ということに貫き通すというつもりでございます。

なお、今お話しの一割でございますけれども、これはいろいろな新聞にあるいは大きく、あるいは小さくこの間から出されて、私どもも少しどうも大きく扱い過ぎておるのじゃないかなという感じを持ったわけでございましてけれども、あれは

政治レベルで話し合いをしたとか交渉事をしたとか、新しい内容を持った話し合いがなされたとかそういうことでは一切ないんです。これは、事務的な専門家がジュネーブに集まつたときに、お互いが従来出している、この秋を目指しての、年末を目指しての新しいウルグアイ・ラウンドの合意のテーマを各国が全部出したと、今まで。その出したものについて質疑を行つたり確認をしたり、そういう事務的レベルでやつた中で、アメリカがこのときに一割だといふのは十年だ。十年たつたらゼロないしはゼロに近づくというふうなことを含めて、これは米だけじゃありません、食糧全般についてそういう言い方をされたわけでございまして。(答弁簡潔に)と呼ぶ者あり)ちよつと大事なことですから。

そこで、繰り返すようですが、我が国が今まで主張してまいりました、我が国は米国の関税化構想は受け入れられないというふうな態度を始終一貫やつてまいりました。このときもそういう調子でございますから、この一割を論議するなというところは一切しておらないということでもあります。この基礎的食糧については、所要の国内生産水準を維持するために必要な国境措置も講じていく、こういう従来の姿勢を崩さないでいきたいということでございます。

長くなって恐縮でございました。

○三上隆雄君 大変懇切丁寧なお答えをいただきました。実はよく議論の中で、日本は一粒たりとも輸入しないという議論、いろいろの内外で議論になっておりますけれども、これに対して明確な私は政府の答弁が必要ではなからうかと、こう思うんです。今実際、日本の国内に入っている米あるいは加工米で入っているものが、大臣どのぐらい入っているか御存じでしょうか。簡潔にお願いします。

○政府委員(鶴岡俊彦君) 二万トン弱だと思ひます。

○三上隆雄君 二万トン。

○政府委員(鶴岡俊彦君) 弱。

○三上隆雄君 私の持っている資料は、加工米で五万二千五百六十トン、碎米で、碎いた米で一万五千九百五十二トン、合わせて七万八千五百七十トン、一応数字であらわれているんです。それに、そのほかに旅行者あるいはいろいろの駐留米軍の持ち込み等々を考えた場合に、十万吨近い、もはや輸入されている、現実には輸入されているんです。それをなぜ一粒も入っていないというあれに對して敢然と反論しないですか。もちろん食糧法を守らなかならない政府ですから、それが入っているという事は、これはまさか言えないだろうけれども、しかしながら、食糧法でも緊急を要した場合には入れてもいいという規定があるんじゃないですか。現に韓国から輸入したではありませんか。その辺、もっときちんとした答えを内外に、国会内外に、国内外にはつきりと言わなければならないと思うんですが、それについての御見解をお伺いしたい。

○政府委員(鶴岡俊彦君) 先ほどの質問ちょっとあれだったわけですが、米という御質問で二万トン弱と申し上げましたが、今先生御指摘のあれは半製品で入っているものを入れた数字であります。それを入れますとそうなると思いますけれども、米として入っているのは二万トン弱という意味でお答えしたわけでございます。私もやっぱり、たびたび大臣からお話がありましたように、両院の決議を体しまして米あるいは稲作の重要性にかんがみまして、国内での自給を基本として対応するという姿勢であらゆる機会に申し上げて、今まで日本の立場を内外ともにつきりしておるわけでございます。一粒たりともという議論をしますとなかなか本質論にわたらず妙な議論に展開しますので、あえてそういうものについての、一粒という議論に対する直接の受け答えはしませんが、基本的にはやっぱり米は自給を基本とするという姿勢で内外ともに主張してまいっているし、今後ともそういう姿勢で対応していきたいというふうに考えております。

○三上隆雄君 ただいま言われたように、毅然とした態度で対応していかなくや困ると思います。それでは次に、またこれも当面の問題としてひとつ触れておきたいと思えます。今ちようど畜産価格に対する審議が行われており、また二十九、三十ではその価格の決定も見るとな状況になっておりますけれども、今回の中山間地の農業強化育成という問題にも当然関連いたしますから、それについての政府の対応と御見解を簡略にお答えいただきたいと思います。

○国務大臣(山本富雄君) 簡略に申し上げます。二十八日と二十九日に畜産審議会が予定をされております。この意見を十分尊重し、また諸般の情勢をにらみながら決定をさせていただきます、こう考えております。

○三上隆雄君 その審議の決定を受けて、諸般の事情をしんしゃくしながら対応するというところでございますけれども、先般、これは社会党の議員研修の段階でどなたか存じませんが、素直に試算するとことしは幾らか下がるような、そのような御発言がありましたけれども、その辺の真意は何かがなものでしょうか。

○政府委員(岩崎充利君) 現在生産費調査でマイナス五・八%という生産費調査の結果が出ております。これは乳価の関係でございます。保証基準価格でございますが、私どもはその生産費調査の結果を踏まえながら現在いろいろな面で検討を加えている。その検討を加えた結果を先ほど大臣が申しましたように、二十八、二十九日、乳価につきましては二十九日、それから食肉関係は二十八日でございますが、審議会に諮問をいたしましてその後決定する、こういうことになろうと思えます。

熱水料、動力費等々を含めた形の中で全体としてマイナス五・八という形になっております。

○三上隆雄君 この主な理由は、やはり生産性の向上をさせた分、次年度にはその乳価なり米価なり農産物価格が下がるという、そういう算定方式になっているというところが私は問題だと思えます。その繰り返しだから、農家自体が一生懸命働けば動くほど不利になる状況になっているんです。ですから、その連続が今の農業の実態になっていると言つても過言じゃないと思ふんです。

そうしてまた、今回のこの下げ要因の原因が乳量の増大とするならば、一頭当たりの乳量が多くなったということは、それだけ生産努力をしたということでしょう。私は、少なくともこのぐらいい追ひ詰められた畜産農家に対して、それを温かい目で見るといふものであれば、それを満額還元してやるのがむしろ今の農業を大事にする政府の心遣いではなからうかと思うのです。それでも現実には農家は減っていきますよ。

実は、きのうおととい、土曜日にうちへ帰ってみたら、うちの方の集団が、今兼業農家はほとんど米をつくらないう状態になっている、私の里はリンゴです。リンゴと米ですから、リンゴもまたやめていくような状況になっているんです。それをなぜ、あえて価格の面で抑えつけてなくともいいと思うのです。それよりもむしろもっと温かい目で見ていい方向へ誘導するのが今の時代の少なくとも農水省のとる姿勢ではなからうかと、こう思うんです。その意味で、農水省は何としても政府の農業なり食糧というものについては大胆に発言していい、これは予算を担当している大蔵省あるいは貿易を担当する通産省等々に交渉する場合には大胆に主張していいもらいたいんです。そうでないとも農業は育っていかないと思ふんです。

以上、希望を申し上げておきます。

それでは、具体的に本論に入っていきたいと思ふいます。

今回の法律案は日切れの法案もあるわけですが、政府から提案されている農林漁業金融公庫法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律案は純補正予算関連の法案であります。早期成立が望ましいと政府は言っておりますけれども、この法案はいわゆる日切れという性格はほとんど有していないと思うわけでありまして、なるほど土地利用型農業経営体質強化資金、中山間地域活性化資金はこの法律によって創設されることになっている。しかし、元年度補正予算で設置されている農山漁村振興基金からの利子補助助成により、既存の公庫資金のうち構造政策関係のリーフ資金等の自作農維持資金などは金利負担の軽減が実施される。本法律の成立が多少おくれても支障はないと思うわけでありまして、これについての見解をいただきたいと思います。

○政府委員(川合淳二君) 今回お願いしておりますこの法律は、一つは中山間地域の活性化資金、それからもう一つは土地利用型農業経営体質強化資金でございます。これは、従来本委員会でも御議論がございましたし、御決議をいただいておりますが、中山間地域の活性化対策の柱をなすものでありますし、加えて、土地利用型農業経営体質強化資金につきましては、御承知のような、立ちおくれの見られます土地利用型農業の規模拡大の振興を図ろうとするものでございます。

また、このほかにリーフ資金などの農家漁家経営維持安定を図る既設資金にも、予算措置によりまして振興基金から利子負担の軽減を図るというようないことも含まれておりますが、いずれにいたしましても、これらの対策は早期に成立をさせていたしまして、農家の方々が期待している資金としてこたえていかなければならないというところで、本法案の早期成立について特段の御配慮をお願いしたいということをお願いしているわけでございます。

○三上隆雄君 これは日切れ法案ですから、今お答えのように、速やかに協力することでもまた私たち議員としての務めではないかと、こう思うわけでありまして、それでは次の問題。

今回の法改正によりましてその貸し付けの対象の範囲が拡大されてございます。そのことについて若干触れてみたいと思います。

「林業、漁業若しくは塩業を営む者又はこれらの者の組織する法人」となっております。これらすけれども、農林漁業者に対し資金を貸し付けることとなつてゐる今回の法律案は、この貸付対象者としていわゆる第三セクターをも加えようとしております。

そこで、問題となるのは、農林漁業金融公庫法第一条に規定されている農林漁業金融公庫の目的とその関係でありますけれども、同公庫の目的は、「農林漁業者に対し、農林漁業の生産力の維持増進に必要な長期且つ低利の資金で、農林中央金庫その他一般の金融機関が融通することを困難とするものを融通する」とされております。一般的に制度金融としての公庫資金は、他の系統金融機関と民間金融機関に対して補完的な位置づけにあるものと考えられておりました。そこで、今回の法律改正は公庫の基本的性格を変更するものであつて、当然公庫法第一条の規定を改正されなければならぬものだと思います。こちらは、今回その問題がその件については提案されておられます。

そこで、まず公庫の基本的性格は何かについて伺いたいと思います。また、今回の改正により、公庫の基本的性格はどうなるのか、さらにまた、公庫を政策的にどう位置づけるものかもあわせてお伺いをいたしたいと思います。

○政府委員(川合淳二君) 今回の法改正で、法十八条一項の貸付対象者といたしまして、今御指摘のいわゆる第三セクターを対象としたわけでございますが、その理由につきましては、最近におきます農林漁業者の経営の育成強化というものは、個人なり団体農業者その他の育成強化ということに加えて、地域ぐるみで生産活動を補完する取り組みというものが必要になつてきております。いわゆる村づくりあるいは村おこしと言われるものがそれだというふうに理解しております。

す。このような取り組みの担い手につきましては、これまで農林漁業者を主体とするものが多かったわけでございますが、例えば生活環境の分野などにおきましては生産活動と不即不離の関係にございいますけれども、地方公共団体の出資を受けたいわゆる第三セクターを主体とするものも増加しておりますので、その資金需要にこたへたいということが今回の改正の点でございます。

それで、今御指摘の第一条の目的でございますが、これは御承知のように、農林漁業金融公庫は、「農林漁業の生産力の維持増進に必要な長期且つ低利の資金で、農林中央金庫その他一般の金融機関が融通することを困難とするものを融通する」ということを目的といたしております。

そこで、従来から今のようなお話につきましては、農林漁業者以外の者に貸し付ける場合であっても、農林漁業の生産力の維持増進に役立つと認められるものにつきましては第一条の目的に合致するといふふうに解しておりました。今までそうしたのもつけ加えられてきておりました。今までも三セクターといふようなものが農業者の、第一条に書いてございます「生産力の維持増進に必要」だといふような観点から、今回このものをつけ加えたといふふうに御理解いただきたいと思います。

○三上隆雄君 それでは、次に土地利用型農業者の体質強化の問題について言わせていただきます。土地利用型農業者経営体質強化資金は、土地の利用型農業について規模の拡大等を通じてその体質強化を図り、足腰の強い農業経営を育成するため創設しようとしておられるものでありますけれども、具体的にその資金はどのような農業者に融通するか明らかではありません。その意味で、この資金の貸付対象者は経営改善計画をした農業者となつてゐる。具体的に、どのような農業者をその対象とするのかをこの機会に明らかにしていただきたいと思ひます。

質強化資金につきましては、養豚あるいはブローラーといった施設型農業に比べて立ちおくれが見られます。土地利用型農業については、その規模拡大を通じて農業経営の体質強化を図る、健全な経営農家を広範かつ緊急に育成したいということがねらいでございます。このために、経営改善計画を樹立いたしまして、農業経営の体質強化を図りたいと考えます農業者に必要な資金をまとめて融資するということでございます。

対象者といひましては、地域によつていろいろな事情がございますので厳格な縛りというものはないと考えておりますが、大きく言ひまして農業に精進する見込みのある農業者、それからそれに値すると申しますか、それに従事する専門的あるいはそれに準ずる従事者がいる。また相当の年齢の場合は後継者がいるあるいは見込みがあるといふようなこと。それから、農業経営の中心となつたしましては、当該地域におきます作目とか、あるいは経営形態別で見まして平均的な経営面積を持つてゐるといふようなことが一つの目安になるのではないかとお尋ねしたいと思ひます。

○三上隆雄君 それでは次に、中山間地域活性化資金についてお尋ねしたいと思います。

いわゆる中山間地域の活性化を図ることが、今後の農業政策の重点課題であると思ひますけれども、平成二年度の実施予算でも大きな目玉となつております。

そこで、今回の法律改正によつて中山間地域活性化資金が創設される農林水産省においては、農林漁業者、その団体及び第三セクターを含む民間事業者が同資金の貸付対象者として考えられておりますけれども、この民間事業者とはどのような事業者を意味するのでありますか。

○政府委員(川合淳二君) 中山間地域の活性化資金につきましては、平地地域に比べて地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利ないわゆる中山間地域におきまして、地域の特性に合った農林漁業の振興を図り、地域の活性化を促進するために、農林漁業の生産対策とあわせまし

て、その地域で生産される農林水産物の加工、流通条件の改善あるいはその地域の農林漁業資源の有効利用を図るといふようなことを目的といたしまして、地域の農林漁業者の努力を側面から強力に支援する必要があるということからつくられたものでございます。

したがいまして、こういう資金でございますので、ここで言う、農林漁業者あるいはその団体以外の第三セクターを含む民間事業者といひますのは、例えば需要の開拓あるいは新商品の研究開発、さらには保健機能の増進を図るために、そこにございます農林水産資源を有効に利用することができるといふようなものが、この対象になるといふふうに考えております。

○三上隆雄君 確かに今のお答えは、私ども理想とする考え方ではありますけれども、ここでひとつ農水省として考えていただきたいことは、今地方は、農村はいろいろな開発をする場合に、地域の資本がそれに参画できないような力関係ができてしまつて、中央資本が入つてきてどんどん開発してゐるというのが実態です。ただ、それを規制しているのは、今までは農地法とかいふようなそういう関係で規制してありますが、このような法律ができることによつて地方の経済が開発は進みけれども、地方の経済の活性化にはならない、農家の活性化にはならないという実態が予想されるわけでありますけれども、その辺のお考えはどうですか。

むしろ、私はその農業者なりあるいは第三セクターまではよしとしても、民間事業者までフリーで認めるということには私は問題があると思ひます。その辺の御見解をいただきたいと思います。

○政府委員(川合淳二君) 御指摘の趣旨は、中山間地域の活性化資金の貸し付けが、例えば何と申しましうか、その農山村の重要なあるいは大事な、貴重な資源が、それを契機に乱開発とはいひますか、そういうことになつていくのではないかと、あるいはその地域のためにならない形で行われるのではないかとお尋ねすると思ひます。私ども、ここで考えております中山間地域資金

の貸付対象といたしましては、その地域の資源を有効に利用し、かつそれがその地域のためになるということが何よりもその目的でございますので、でき得れば、その農林漁業資源を基本的にそのまま資源として維持しつつ有効に活用していく、あるいは地域の農林漁業者と提携して、農林漁業の振興に資する形で行われるというようなことが必要ではないかと思っております。したがって、今御指摘のありましたようなそういう心配が起らないように、本資金の貸し付けに当たっては農林公庫が借入希望者から提出されます事業計画に基づきまして、その地域の資源が有効に活用されるものとなっているかどうか、あるいは地域の振興計画が幾つかあるかと思っておりますが、そういうものと調和がとれるものとなっているかというように十分審査するとともに、必要に応じて地方公共団体や団体の長から意見を聞くように、そういうふうな指導していきたいというふうに考えております。

○三上隆雄君 どうぞひとつ、私が先ほど要望申し上げたような、そういう精神を含めてこれから運用面に当たっていただきたい、こう思います。それから、地域指定の問題に触れてみたいと思っております。いわゆる中山間地域として、この地域指定のあり方が最大の眼目であると言っても過言ではない、が、この法律案によると第十八条の四、第二項の規定に何ら具体的に示されておられません。その指定に当たっての具体的な基準、あり方はどうなっているのか、この場でぜひとも明示すべきだと思っております。いかがなものでしょう。

○政府委員(川合淳二君) この資金の対象地域につきましては、今御指摘のように、十八条の四の二項におきまして、地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域であって、農林漁業の振興を図ることが特に必要であり、しかもそのためには、地域内で生産される農産物の加工の増進を図ることが必要と認められる地域というふうな定めております。したがって、このような法律

の規定に則しまして地域指定を行いたいと思っております。具体的には、地勢的な問題につきましては農業生産に影響を与えられ、農産物の傾斜あるいは林野率、それから農産物市場との関係というような社会的条件を勘案して指定してまいりたいと思っております。

単純な地形とかそういうことだけで指定できないというところ、この中山間問題の難しさがあるかと思っております。今申しましたような地形的条件、それから社会的条件を総合的に勘案して地域指定を行いたいというふうに考えております。

○三上隆雄君 ただいま、地形的、社会的、いろんな諸条件を勘案しながら指定すると言いましたけれども、次の問題にも関連しますから質問を続けたいと思っております。

従来から、各種の法律によっていろんな地域の指定がされております。例えば、山村振興法、過疎地域振興特別措置法、離島振興法、半島振興法等々いろいろございまして、この振興地域とされている地域と中山間地域の指定地域との関係はどうなるのか、その点について明確な御答弁をいただきたいと思っております。

○政府委員(川合淳二君) 山村振興法、いわゆる振興山村や離島につきましては、地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域であり、本資金の対象地域に類似した地域ではないかというふうな考えられますので、今回の対象地域に含める方向で対応したいと考えております。

なお、過疎地域それから半島振興地域でございますが、これは御承知のように、指定の基準が必ずしも農業の生産条件の不利な状況にあることに起因して指定されているという地域指定ではございませんので、これをもって直ちに指定地域と言ふことは難しいと思っております。ただし過疎にしろ半島にしろ、今申しましたようなところで言う振興資金の対象となる条件に合致する場合かなりあるかと思っておりますので、これらの地域指定、今これらといえますのは過疎とか半島でござ

います。市町村の相当数が含まれるというようなことになるのではないかと思っております。いずれにいたしましても、法律が成立いたしましたら直ちに検討に入り、なるべく早く指定したいというふうに考えております。

○三上隆雄君 そこで、この中山間地の指定というものは、大型合併、市町村の合併によって、これが例えば過疎法の場合は、その行政単位全体として過疎地域という指定をしているわけでありまして、今回の農業を中心とした中山間地域の指定というのは、社会的、行政的なそういう判断というのか、区分というのか、それはどういう判断をしたらいでしょうか。

○政府委員(川合淳二君) 過疎地域につきましては、これは私が申すのはやや簡略かと思っておりますが、新過疎法が制定されるというふうな仄聞しております。現行過疎法が本年三月末で失効するというところでございまして、この法律がどういふふうな形で新しくなっていくかということについては、ちよつとわかりませんので、新過疎法については、実は私も若干わからない点があるのでござい

ますが、例えば振興山村でございまして、指定は旧市町村単位になっておりますので、今大体それに基づいてどこが振興山村かということがわかっております。したがって、そういうものに基づきましては私も判断ができるのではないかとこのように考えております。

○村沢牧君 関連して。

○委員(仲川幸男君) 三上君の関連質問を村沢君に許します。

○村沢牧君 関連して質問しますが、大事な問題でありますから確認をしておきたいと思っております。その前に、本年度補正予算で五百億円によって農山漁村振興基金が造成される。この基金の繰り入れは今後どの程度見込んでいますか。それによって融資額はどの程度見込んでいますか。簡潔に答弁してください、数字です。

○政府委員(川合淳二君) 一度に五百億積みまして、これを運用かつ取り崩していくという基金でござい

ます。一応の試算といたしましては、融資枠は千二百億というふうな考えております。

○村沢牧君 それは単年度ですか。

○政府委員(川合淳二君) 失礼しました。年間ではございませぬ、単年度です。五百億は一度に積み補正の額でございまして、それから千二百億は単年度でござい

ます。○村沢牧君 それは、五百億で本年度で打ち切りですか、今後も続けるんですか。

○政府委員(川合淳二君) 五百億につきましては今年一回で、その運用それから取り崩しという形で今申しましたような千二百億、これを五年間考えておりますので、六千億規模の枠を考えているわけではござい

ます。○村沢牧君 いや、この繰り入れによって六千億の融資をする。それから、本改正案は中山間地域の農業振興を図るためにこういう特別の措置を講じたものでありますけれども、公庫に関係するものと否にかかわらず、補正予算及び新年度予算において中山間地の関係の予算はどのように見込んでいますか。

○政府委員(鶴岡俊彦君) これ以外に、農業及び林業の基盤を総合的に整備する、いわゆる公共事業の予算があります。これは通常の団体管級になるわけではござい

ますけれども、採択要件を緩和して行うとか、あるいは補助率につきまして、これは補助率をアップということは差しさわりあるんですが、六〇%という、ほかの同種の事業に比べて高い補助率を設定するというところで公共事業の系統がござい

ます。それからまた、いわゆる構造改善事業系統の非公共のいわゆる基幹施設の導入関係につきましても、通常の構造改善事業であります補助率格差がいろいろあるわけではござい

ますけれども、一律五〇%の事業等々を見込んだ予算がござい

ます。総額、ちよつと今すぐお答えできませんけれども、そういう予算を計上いたしております。

○村沢牧君 農水省が「中山間地域の活性化」というパンフレットを出していますね。ここに書いて

てある額は間違ひありませんね。

例えば、活性化資金融資枠四百億、農山漁村振興基金五百億、それから明年度予算で活性化の総合整備事業四十四億ですか、それから中山間地域の山村整備事業十億ですか、活性化特別対策、六十億ですか、これ間違ひありませんね。

○政府委員(鶴岡俊彦君) そのパンフレットに書いてあるのは間違ひありません。ただ、補正予算の融資枠と来年度の融資枠と、いわゆる補助事業とちよつと混在しておるかと思ひますけれども。

○村沢牧君 わかりました。時間がありませんから。

大臣にお伺ひいたしますが、中山間地域事業について農林水産省は重点を置いていく、これは平成二年に限らず、今後ともこうした事業は拡大をしていくというお気持ちになつていらっしゃると思います。

○政府委員(鶴岡俊彦君) 全体の予算の中で重点事項として考えていきたいというふうに考えております。

○村沢牧君 そこで、かなりの資金を使つて中山間地域の活性化を図っていく、このことは私は賛成です。しかし、中山間地域というのは一定定義は何か、基準はないのか、このことについて今までの答弁は極めてあいまいだった。今まで衆議院の予算委員会においてもあるいは衆議院の農林水産委員会においても、このことについて明確にされておらない。

山村振興法や過疎法は、先ほど出されたようにちゃんとこの地域を山村振興地域にするんだと法律で決めておるんですね。しかし、この問題については、これだけの莫大な金を使うけれども大臣が決めるんだと。抽象的ですね。しかもこの法律は、衆議院で修正されましたが、四月一日から実施をするんですよ。一体中山間地域というのはどういふものか、このことがはっきりしなきゃ、私も法律を認めたとしても、例えばほかの人に中山間地域というのは一体どういふ地域ですかと。私の村の、町の、市のこは中山間地域になるの

かならないのか、そのことは大臣が決めるということであつては、先ほど局長の答弁でも法律が成立したら決めますということ、そんなことでは私は許されなかつたと思ひます。これはもつとはつきりしてください。

○政府委員(川合淳二君) いわゆる中山間地域は、傾斜地が多く、まとまつた平たんな耕地が少ない地域というところでございまして、私が申しますまでもなく、日本全体から見まして、いわゆる中山間地域というところがどういふ地域かというのは、必ずしも画一的に決められない面があろうかと思ひます。

したがういまして、法律におきましては、「地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域」これはある意味では地勢の問題とそれから社会的条件の問題だろうと思つております。それから、「農業の健全な発展を図るためには、農業の振興と併せて林業又は漁業の振興を総合的に推進する」いわゆる農林一体が必要な地域。「かつ、そのためには、その地域で生産される農林畜水産物の加工の増進及び流通の合理化を図り、」それからさらに、「農林漁業資源の総合的な利用を促進することが必要かつ効果的」という地域指定を考へていくわけでございまして。

要するに、他の山村振興あるいは離島というように物理的に決められない地域が中山間地域という悩みもございまして、そういうことでこういう地域指定の法文にさしていただく。そのときに、ただそれだけではなかなかわかりにくいということ、山村振興とかあるいは離島というようなものにつきましてもはばこれに合致しているのではないかと、類似した地域ではないかというふうに御説明を申し上げていくわけでございまして。

○村沢牧君 そういふ説明は条文に書いてあるわけですから、抽象的ではわかりません。例えはある市のある町のこと、林野地がこうだとか、あるいは耕地面積がこうだとかという一定の基準がなければ皆さんだつてお困りになるでしょう、四月一日から実施をするんですよ。中山

間地をひとつやつてくれといつたつて大臣が一々認可するんですか。もちろん、当然地方自治体とも関係しますけれども、どういふ地域が中山間地だとその基準を示さなきゃ、これから莫大な金を使つてやるんですからね。ただ、大臣の恣意的な気持ちによつてこれは中山間地だ、いやそうではない。そんなことでは私は許されなかつたと思ひます。その点ををはつきりしてください。

それと同時に、これは四月一日から実施をするんですけれども、この地域は中山間地域だ、四月一日から言えるんですか。そこら辺検討しているんですか。

○政府委員(川合淳二君) ただいま申しましたように、中山間地域につきましては、他の地域立法と異なりまして目的が中山間地域の活性化ということでございまして、そうした地域をあるいは地理的な条件だけで決めるというわけにもまいりません。それから、一方では社会的、経済的な条件が不利だということも勘案しなければいけません。そこで、私もいま申しましたは、まず山村とそれから離島につきましては、これはこういう地域として類似しているのではないかと、そこから出発するとすればそれにどういふものをつけ加えていくかということではなからうかというふうに考へております。

○村沢牧君 それでは、まだそのことは決まつておらない。これから法律が施行になつて決めるんですか、決めないんですか、地域を。

○政府委員(川合淳二君) 今検討はいたしておりますが、まだ決めておりません。これから成立の晩に私も決めておきたいと思います。今申しましたような考へ方で対処したいというふうに考へております。

○村沢牧君 私は、一番大事なことだと思ひます。中山間地に対してこれだけ資金をつくる。また新年度予算でもつてこの予算を出してくる。中山間地というのは、これはどうなんですか。これから決めていくことであつては私たち審議のしようがないんですよ、これじゃ。審議で

ないじゃないですか。

ですから、委員長にお願いしますが、私はそのことがはつきりしなければこの審議はできません。それを踏つてください。

○国務大臣(山本富雄君) いろいろ御指摘がございましてごもつともだと思つております。四月一日にはもう日にちがほとんどないということ、私自身も非常に心配しておりますが、今決まつておらないということは本当でございまして。しかし、四月一日に、きょうお通しただければ施行しなきゃならぬから、今まで申し上げたようなことを勘案しながらこれは決めさせていただくということ、ひとつ御了解をお願いいたします。鋭意作業中ということで御了解をお願いいたします。お願いいたします。

○村沢牧君 本日、法律が成立すれば四月一日、もうわずかなんですよ。四月一日までに決めるとするならば、きょうこの採決は、私は保留してもらいたいと思ひます。お聞きをして、論議をして決めてもらいたいと思ひます。理事会でひとつ協議してください。それでなければ進めません。

○委員長(仲川幸男君) 速記をとめてください。

(午後八時三十分速記中止)

(午後八時四十二分速記開始)

○委員長(仲川幸男君) 速記を起こしてください。

○三上隆雄君 先ほど、地域指定の関係で若干繰り返しましたけれども、後ほど政府案として、成案として出すようですから、その関係については保留して次の問題に入りたいと思ひます。

先ほど、村沢委員から金額的な問題も出ていましたけれども、あえて私からその問題についてちよつと触れてみたいと思ひます。

補正予算措置が五百億円、そして単年度の融資枠が一千二百億円。五年間で総融資枠六千億円となつておりますけれども、この規模はいかがなものでしょうか。

○政府委員(川合淳二君) 今申し上げましたように、全体で単年度融資枠は千二百億というふうに

考えております。その融資枠の内容といたしましては、中山間地域の活性化資金を四百億、それから中山間におきます既存の資金に對しまして三百億、それから土地利用型につきましては百億、それからリリーフ資金等の自作農維持資金等を四百億というふうなおおむねの目安を持っておりまして、

○三上隆雄君 時間がないので、一応確認だけするということのような格好の質問になりますけれども、一応今答弁されたことを確認しておきたいと思うんです。

それじゃ次に、この融資の年数を、年限を五年間と限定されております。その五年間という根拠、それをお答えいただきたい。

○政府委員(川合淳二君) 御承知のように、中山間地域の問題はこの活性化を図ることが非常に重要であります。そういうことから考えまして、まず集中的かつ効率的に事業を実施するということを考えまして、基金方式をとり、かつ五年間というふうにしたわけでございます。

○三上隆雄君 私は、農業というものは五年間という年限ではそんな大きなことはできないと思うんです。その意味で、私はその期限の延長を要望したいわけでありまして、延長した場合にどのようなことが考えられるか、その辺の御見解をいただきたいと思ひます。

○政府委員(川合淳二君) 基金につきましては、今申しましたように五百億ということで五年間を予定しているわけでございます。ただこの法律につきまして、附則で書いてございまして、このように中山間地域問題というのは基本的に腰を据えて実施されるべきものでございまして、しかしながら、今申しましたように、この公庫資金は新しい分野あるいは新しい手法をとっているところとございまして、五年たつたところで考えろという、見直せという規定を入れてございまして、この趣旨はそういう趣旨でございまして、五年間やったその結果を見て一定期間内に検討をすべしということ附則を設けているというふうな事情もございまして、

延長の条件を付しているというところとございましてから了解をいたします。どうぞその時点でまた再考をお願いしたいと思います。それで、次に、土地利用型農業経営体強化資金をリリーフする資金ですね、この資金が自作農維持資金等に限定されているその理由を伺いたいと思ひます。

○政府委員(川合淳二君) いわゆるリリーフ資金は、既往の借入金金の償還負担が困難になっている農業者につきまして経営の再建の見込みのある者というところで、貸付方法といたしましては、償還期の到来する制度資金等の元利返還金に相当する額を償還時期ごとに五年間継続して融資しております。

御承知のように、いわゆる負債対策といたしましては、自作農維持資金の中で経営再建整備資金、あるいは畜産関係で畜産特別資金といったようなものがございまして、制度資金の中でこれの償還が困難な場合に相当するところがありまして、経緯がありまして、負債対策の一部をなすものだというふうになってございまして、

○三上隆雄君 それから、この基金を造成する場合に、その金融機関とかその設置の場所が明確でないで、どこに基金をするのか、民間団体なのか、その辺の明確な御答弁をいただきたいと思ひます。

○政府委員(川合淳二君) この農山漁村振興基金の管理運用あるいは助成金の交付事業は、当該事業が適正かつ円滑に行われるように、農林水産金融に関する専門的知識と実績を持ち、また農林金融機関の円滑な進展を図ることを目的とした財団法人に行わせることが望ましいと思っております。この場合、新たに法人を創設するのではなくて、できるだけ既存の財団法人の中からこうしたいと考えておりまして、具体的には財団法人農林水産長期金融協会を予定しております。

○三上隆雄君 それでは、はしよって申しわけありませんけれども、別な問題に入らしていただきます。農外事業資金及び生活資金まで対象になると言いますけれども、住宅、自動車等はどうかになりますか。

○政府委員(川合淳二君) お話は保証保険法に関するものと考えております。

私どもは、農外資金、農業生産と密接に関係のある「農家経済の安定に資する」というものにつきましてその対象にしたいと考えております。その場合に、いわゆる奢侈的なものというものはこの対象にするのは適当でないのではないかと思っております。

○三上隆雄君 今のお答えの中でシャッシュと言われたんですか。

○政府委員(川合淳二君) そうです。

○三上隆雄君 シャッシュというのは車ですか。○政府委員(川合淳二君) 申しわけございませぬ。例えば車でも、奢侈的と申しただけでございますが、ぜいたくなものという意味で申し上げました。その辺が必ずしも画一的にこれはだめ、これはというのは今の農家生活の中になかなか難しいと思ひます。自動車でも住宅でもそれは当然入ると思ひますが、強いて言えば奢侈的なものが除かれるというふうになっていただきたいと思っております。

○三上隆雄君 じゃ、自動車の場合はトラック、乗用車でも今はこれはそんなにぜいたく品とは言えないと思ひます。その辺の見解を明確にする必要はございせんか。

○政府委員(川合淳二君) 通常の自動車は私は入ると考えてよろしいと思っております。強いて言えば、スポーツカーみたいなければいいのはどうかという議論はあるのかと思ひますが、通常の自動車、住宅は入るというふうにお考えいただいて結構でございまして、

○三上隆雄君 それでは時間がございませぬので、これで一たん中止しておきます。

○猪熊重二君 農林漁業金融公庫法の改正案について二、三伺いたします。

先ほど、三上委員の方からも十八条一項の問題について質問がございましたが、私もこの十八条一項の貸付対象者の拡大の範囲について伺いたいと思ひます。この改正法をお伺いする前にまず現行法について伺ひたいという状況にあるかということがはつきりすると思ひます。

まず、現行法の「農業、林業、漁業若しくは塩業を営む者又はこれらの者の組織する法人」という用語の中の、「これらの者の組織する法人」というのはどういう意味でしょうか。

○政府委員(川合淳二君) 「これらの者」といいますのは、「農業」、この場合は「畜産業及び養蚕業を含む。」ということでございますが、林業、漁業または塩業を営む者ということで、「組織する」というのは、農業等を営む者の意思が当該法人の運営に主体的に反映されるような法人というふうになっております。

○猪熊重二君 これらの者の意思が主体的に反映するということはどういうことですか。もつと露骨にお伺いすれば、「これらの者の組織する法人」というのはこれらの者のみによって組織されるか、それともその者を含むほかの者が入つてもいいという趣旨なのか、どちらかですか。

○政府委員(川合淳二君) 入つても、これらの者の意思が主体的に反映されるような法人であればいいというふうになります。

○猪熊重二君 もしそうだとすれば、今回の改正法でこれらの者が主たる構成員となっている法人というふうなのは、既に現行法の十八条の中に入つていふことになりまして、どうですか。

○政府委員(川合淳二君) 部分的には入ることになろうかと思ひます。

○猪熊重二君 もし「これらの者の組織する法人」という言葉が通常の法律用語とすれば、これらの者がそれだけによって組織すると、こう読むのが

普通なんです。だからそのときに、これらの農業者以外の者が入っても、農業者の意思が主体的に反映されるというのが組織する法人の意味だというふうなことだったら非常におかしいんです。もしそうだとすれば、今回の改正法に括弧書きの中にこんなことを入れる必要はないんです。なぜ同じことを二度ダブって入れるんですか。

○政府委員(川合淳二君) 形式的な議論といたしましては、今回の改正は地方公共団体のみが入っている場合、入っている場合というか過半を占めている場合、それから農業等の組織する団体と地方公共団体が過半を占めているというふうなものがこのほかにあるかと思えます。

○猪熊重二君 要するに私が言っているのは、十八条は私の解釈する限り従前はいわゆる農業者だけのもの、だから括弧の中に「以下「農林漁業者」という。」という用語も理解できるんです。

ところが、今度の十八条一項本文の改正によると、括弧の中に「以下」いろいろ出てくる。そして、この括弧の中をよく読むと、「地方公共団体が主たる構成員」となっている法人の農林漁業者だと、こういうことになるわけです。これも農林漁業者なんですね。

○政府委員(川合淳二君) ここで「以下「農林漁業者」という。」というふうな定義している農林漁業者には当たると思っております。

○猪熊重二君 だけど、地方公共団体と民間会社が一緒になってつくった第三セクターが農林漁業者なんというのは社会常識に相反する、だれも農業やっている人が一人もいないもの。それで、地方公共団体と営利会社が一緒になって第三セクターをつくって、これを農林漁業者なんというのはまことにおかしい法文。それじゃ、まあいいです。

この十八条一項本文の改正後の「農林漁業者」というのと、一条の「農林漁業者」というのは同じですか、違いますか。

○政府委員(川合淳二君) 違います。

○猪熊重二君 同じ法律で、一条で言っている農

林漁業者と十八条で言っている農林漁業者と違うんじゃないのは、法律的な考え方でまことにおかしい。むしろこの十八条は、農林漁業者等という等を入れるのが、これ入れるのが法律の普通の条文の形式です。

いずれにせよ、一条の農林漁業者と十八条一項本文の農林漁業者が違う。こういうことになる、一条で言っている農林漁業者はいわゆる農業、漁業、林業をやっている人だと、こういうことになりますか。

○政府委員(川合淳二君) そのように解釈できると思います。

○猪熊重二君 そうすると、一条の農林漁業者は今言ったような農林漁業者だと。この農林漁業者に対し融資することがこの法律の目的だと書いてある。じゃ、この一条の農林漁業者に入っていない農林漁業者に対する融資というのは一条と矛盾しませんか、どうなりますか。

○政府委員(川合淳二君) この点につきましては従来からそういう御議論がありまして、一定の解釈ができていておるところでございます。

第一条の解釈といたしましては、農林漁業者以外の者に貸し付ける場合であっても、農林漁業者の生産力の維持増進に役立つと認められる業務につきましては、付随的かつ限定的に行われるときには第一条の目的に合致するというふうな解釈ができておりまして、これは数次にわたりますこの法律の改正のときに、そういう解釈が確立しているというふうな私ども確認をしております。

○猪熊重二君 今局長に、私ここで急にこういうふうな文句を言うのは非常に申しわけないけれども、あなたが言っていることはちょっと法文と違うと私は思うんです。「農林漁業者に対し」というのは融資の対象者の問題なんです。それに対して「農林漁業者の生産力の維持増進に必要」だとか必要でないとかというのは、融資をする際の融資の要件なんです。融資の要件と融資を受けるべき、あるいは融資をしてやる対象の問題は別なんです。第一条をちゃんと読んでみてください。「農

林漁業金融公庫は、農林漁業者に対し、「融通することを目的とする」と書いてある。融資の対象者の問題と融資の性質の問題は別だと私は思う。ただ、まあこれはあなたに言っているから、昭和三十三年からだんだん枠を広げてきているから、今ここで言ってもしょうがありません。ただ、法律をつくる人だったらもう少し読んでわかるような法律をつくってほしい、これを私は申し上げておきたい。

次に、先ほど三上委員、それから村沢委員の方からもいろいろ話がありましたけれども、この十八条の四、地域指定の問題について、私は今、政府の方から指定地域に関する基準が出る出ないという話がありますからそれはそれでいいんです。そうじゃなくて私が伺いたいのは、どういうところを中山間地域とするかということがわからないで、銭があつて法律をつくるというのは本末が転倒している本末が転倒しているんです。日本全国の中から、私のところはこうだからこれで困るからどうだ、これはこうだから困る。これがいっぱいあつて、それじゃそういう困る人のところを全部見て、何とかここを地域どうしようかと。

本来、もしこの十八条の四のこれだけずらっと広げた、これが正当であるかどうかは別にしないで、それが本来のこの法律をつくる目的であるはずなんです。ところが、銭があるからどこかへやろうと。それでいいかげんな要件つくってそれでどこだかわからない。こういうふうな発想方法は少しおかしいんじゃないか、どうですか。

○政府委員(川合淳二君) 中山間地域の活性化対策につきましては、先ほども申し上げましたように本委員会でも御議論があり、私もこの対策を進めることが緊急の課題であるという観点に立ちまして、こうした法律改正をお願いしているわけでございます。ただ、中山間地域という地域は、日本のように南北に長く、しかも地形がいろいろ複雑なところがございますと農業生産に影響を与えるという条件がさまざまございます。ただ、

皆様方でも議論の中で開かれておられますように、いわゆる中山間地域の活性化が必要だということの御議論でございますので、その中山間地域というのをどういうふうにとらえるかということが一つの課題でございます。

私どももいたしましては、画一的にある意味では地形の条件、そういうものだけで指定を考えてみたわけでございますが、それではどうしても中山間地域というものは救い切れなれないということで、そういう検討の結果、ここに書いてありますような「地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域であつて、」農林漁業の振興を図ることが特に必要であり、しかもそのためには、地域内で生産される農産物の加工増進を図ること等が必要と認められる地域、いわゆる社会的、経済的に見て必要だという地域の定義を考えたわけでございます。

○猪熊重二君 私が聞いていたのはそんなことじゃないんです。まあいい。

それで、大体ほかの山村振興法とか過疎地域振興特別措置法では、その対象地域について客観的な基準を持っています。この客観的な基準を持つということが行政の恣意的運用を妨げ、まさに法律が法律としての意義があることなんです。ところが、今回のこれは、すべて大臣のよく言えばすばらしい裁量行為であるし、悪く言えば得手勝手ということになる。これでは法律の基準としての意味がないと私は思うんです。どれだけ客観的な基準をつくるのに努力されたのか、されないならされないと言つてもらえたいんです。要するに、だれが大臣になっても適用できるものが、これが法なんです。この人が大臣だったら適用になったけどこいつが大臣になったらだめになった、そんなものは法じゃないんです。その意味において、客観的な条件を作成するためにどれだけ努力したのかしないのか、一言で答えてください。

○政府委員(川合淳二君) 客観的な統計数字等のみを使うということにつきましてはかなり無理が

あるというふうな結論に達しまして、こういう規定にいたしましたわけでございます。

○猪熊重三君　そういうふうな法をつくるんでなくて、法というものは、だれが見てもわかるし、だれがやっても同じ物差しであるようなものをつくるように今後努力していただきたいと思ひます。

そして、この十八条の四によると、先ほどの十八条一項本文の方は、いわゆる農業者とか、あるいは地方公共団体が関与している第三セクターであるけれども、この十八条の四は全くの営利会社ということだと思ふんです。この全くの営利会社に対して金を貸すことが農林漁業金融公庫法の一の目的とどう合致するのか、私には理解できませんが、どうでしょう。簡単に言ってください。

○政府委員(川合淳二君)　御指摘の趣旨は、この活性化資金の貸し付けが民間業者に無原則で貸し付けられるのではないかとということだろうと思ひます。そういうことではございませんで、私ども

といたしましては、これは目的からいいますと、その農村地域の生産物の加工、流通の市場開拓に資するとか、あるいは農林漁業資源の有効利用に資するということなどが条件であると考えておりまして、そのためにはこの実施に当たりまして、事業計画等に基づきまして有効に活用されているか、あるいは農林漁業の振興に関する計画と調和がとれているかというようなことを十分審査いたしますとともに、関係地方公共団体あるいは農林漁業団体の長から、必要に応じ意見を聞くというようなことを指導しながら、今御心配のようないことがないようにしていきたいと思っております。

○猪熊重三君　私が伺っているのは、これがいいとか悪いとかじゃなくて、農林漁業金融公庫法という法律を制定し、第一条に目的を掲げ、業務内容を掲げてきたその制定当時から全然外れたところへ、ほとんどこの法律を広げていくということが妥当なんだろうかということ言っているんです。あなたが言っているのは、結果的に農林漁業の振興に役立つ、農林漁業の振興に役立てば何で

もいいというんだつたら法律は一本あればいいわけだ。この法律が一本あれば、どっちへでもあつちへでもタコ足にみだりに出していけばいいんだから。そうじゃなくて、法律をつくるんだつたら、改正するんだつたらもう少し節度ある改正をされたいらうだろう、こういうことです。

時間がありません。貸付金の担保についてお伺いします。

貸付金の担保は、農林漁業金融公庫業務方法書によりまして、「保証人及び担保又はこれらのいずれか一方を徴求するものとす。ただし、事情やむを得ない認められる場合は、これを徴求しないことができる」と、こう書いてあります。私がお伺いしたいのは、いわゆる農林漁業者に対する融資の際の担保の問題と、今度は第三セクターに対する担保の問題と、それから十八条の四で言うような営利企業に対する貸し付けの担保の問題について、何らかの差異を考へているかいないかということですか。

○政府委員(川合淳二君)　農林公庫は、財政資金を主たる原資として貸し付けを行う機関でございますから、貸付金の債権の保全を図るために、担保、保証人またはそのいずれかを徴求する、今御指摘のようないことを原則としております。したがって、金融における債権保全の一般的な取り扱いと同様でございます。この担保徴求につきまして営利企業について特別の強化を図るというようなことは考へておりません。

○猪熊重三君　農林漁業者に貸すその金と、商売のためにもうける営利企業に貸す金と当然担保に差があつてしかるべきだと私は思ふんです。本當に困っている、あるいはどうしても金がなくて困るといふ農林漁業者に貸したら無担保で幾らでも貸してあげるといふのが、この本来の公庫の趣旨でしょう。それに対して、今度十八条の四で広げられたのは、要するに地域的だとか業務目的とかいろいろな限定はあるけれども、要は営利企業じゃありませんか。これに対する貸付金の担保が実際の農業者に対する、漁業者に対する貸し付けと同

じだということだつたら、こつちにもとらぬかつたらこつちも担保とらぬと、そんなばかなことはないと思ひますが、それは今後の運用の問題として考へておいてもらうということにしまして、あと金利の問題についてお伺いいたします。

附則二十五項の改正の問題です。十八条の二による別表第一の金利については公庫が設定する、こういうふうな法律で規定されています。十八条の三による別表第二については法律の規定による、こういうふうな規定になっています。要するに、片方は公庫が特定範囲の中で任意に設定できると、片方は法律で三・五％なら三・五％ということとを法定しているんです。

この法律で規定するという別表第二の金利について、前回の改正で政令で動かすことができる、まあ範囲内で動かすことができるように、今回は大臣告示で動かすことができるように。そうすると、別表第二で法律で規定するといったときの、そのときの趣旨はもはや現在必要ないということとでだんだん緩くなつていくんですか。片方は法律で決めているんです、三・五％と。それを政令で決めたいというふうな改正して、今度は大臣の告示で決める。どうしてこういうふうな緩くなるんですか。当初に法律で決めるという趣旨はもう要らなくなつたんですか、いかがですか。

○委員(仲川幸男君)　時間ですから簡潔に答へ願ひます。

○政府委員(川合淳二君)　別表二の方は極めて政策的な強い資金でありますので、一般経済・金融情勢に左右されることなく融資できるように金利を法定しております。

ただし、今御指摘のように、近年の金融情勢の変化に伴ひまして下方弾力化措置ができるような形になつております。そのことと今回の大臣設定ということとは関係ございせん。大臣設定の方は事務手続を簡素化しようというものでございまして、金利設定の基本的な考え方を変更するものではございせん。

○猪熊重三君　終わります。

○委員(仲川幸男君)　先ほど保留になつておりました三上君の関連質問の村沢君の残質問について、ただいまから答へを求めます。

○政府委員(川合淳二君)　それでは、指定地域の考え方でございますが、地勢等の条件が悪く農業の生産条件が不利な地域を対象とすることとしております。

具体的には、一、農業生産に不利な地形であること、二、農産物の販売に不利な立地であることの二つの要件を満たすこととしております。

農業生産に不利な地形であるとは、傾斜度二十分の一以上の田面積割合が五〇％以上であること、または傾斜度十五度以上の畑面積割合が五〇％以上であること、または林野率が七五％以上であること。

農産物の販売に不利な立地であることは、三大都市圏の既成市街地、近郊整備地帯等に指定されていらないこと、かつ人口十万人未満であることと考へております。

その他振興山村、離島地域については、農業生産条件が不利な地域ということの対象地域に含むこととするというところでございまして。

○村沢牧君　若干の質問時間を残しておりますので、この際質問いたします。

この法律は、当初は公布の日から施行することになつておりました。しかし、これは補正予算にはなじまないということで、修正によつて四月一日ということになつたわけでありまして。したがって、今お話のあつたようなことはきょう採決すればあしたから施行になるんです。最初からこういうものは出さなきゃいけないんですね。我々から質問があつてこれを出したなんというところは、全く議會をこれは軽く見るものである。同時に私は、大臣これだけ中山間地の振興に重点を置くとするならば、むしろ中山間地振興法というものををつくつて、そうして法律的にこれは明らかにしなきゃいけないと思ふんです。これからの問題として十分考へてくだされ。

そこで、今出されたこの条件によつて全国でど

のぐらゐの市町村が該当しますか。

○政府委員(川合淳二君) おおむね千七百市町村程度ではないかというふうに考えております。

○村沢牧君 これによって千七百市町村が該当する。

そこで、四月一日から実施になるんですから、少なくとも私は、個人の立場から見ても、人に聞かれた場合に、我が県で聞かれた場合に一体どの町村が該当になるのか明らかにしません。

要請いたしますが、四月一日から施行されるその前々日三十日には本委員会でも法案の審議をいたしますから、その際に千七百町村の名称、これを明らかにして国会に報告できますか。

○政府委員(川合淳二君) 一日施行ですので一日には間に合わせたいと思っております。

○村沢牧君 一日に間に合わせるといことは、私たちは二十九日、三十日にまた委員会開くんです。ですから、一日といったらすぐその次の次の日ですから三十日には報告できるわけです。よろしいですね。

○政府委員(川合淳二君) 一日施行ですので一日に間に合わせたいと思っております。

○村沢牧君 ちょっと待ってください。それはつまり皆さんはそうかもしれぬけれども、我々は本来ならば、一日施行ならむしろきょうの採決は三十日に回したっていいんですよ、はつきりしなきゃ。何もきょう採決することはない。しかし、それでも採決をしてくださいますとすれば、国会の申し合わせがあるようです。余り長い時間をかけませんけれども、一日施行ならば三十日になぜ国会の中で報告できないんですか。やってください。大臣どうですか。

○国務大臣(山本富雄君) せっかくの御指摘でございますけれども、本来一日施行ですから一日にはどんなことがあっても間に合わせたいというふうには、事務的に、きょうお通しただければ本当に夜を日に繼いで作業をして進めていきたいと思っておりますが、せっかくのお申し出でございます。

ますからできる限り努力をいたします。

○村沢牧君 いずれにしても、私はそのことを強く要求して、市町村名を改めてまた当委員会に提出してください。

委員長、ひとつよろしく願ひしております。

○三上隆雄君 たいま出された……

○委員長(仲川幸男君) 時間いっぱいになっていきます。

○三上隆雄君 そうですか。

それでは、この規定もすべて急いで出したからどうにもならぬと思うけれども、林野率が七五%というのは何に対して七五%なのか。それから人口の十萬というのは、行政単位が十萬ということはいろんな問題が派生しますから、この辺のきちとした説明をお願いします。

こんなことじゃ採決できませんよ。

○政府委員(川合淳二君) 林野率につきましては、市町村の総面積に対する林野率でございます。それから、人口の十萬未満というのは市町村の人口十萬未満ということでございます。

○林紀子君 今回の法改正の特徴の一つは、中山間地域活性化資金を創設することであり、また農水省の来年度予算案の重点項目の一つとして中山間地域活性化対策を掲げ、幾つかの新規事業を組むなど、本格的な施策を進めようとしているものであると思ひます。

中山間地域の大きな特徴は、洪水や土砂の流出を防止することや、緑、水、大気を保全することにあります。一九八〇年の農水省の試算でも、農用地や森林が果たす水源の涵養や土砂流出防止など、公益的な機能は、金額に換算すれば総額三十六兆六千二百億円にも及んでいます。こうした点から、リゾート開発などに便乗して乱開発による国土の荒廃や環境を悪化させることなく、中山間地の農業経営、農民の暮らしの維持、発展を図ることは今大変重要な課題となっていると思ひますが、どのようにお考えでしょうか。

特に、中山間地域でのゴルフ場の開発は農薬汚染の問題を初め、河川の増水を助長するなど、こ

のことについては建設省が調査中だということですが、ゴルフ場建設ラッシュが大きな社会問題となつています。こうしたときに、農水省が昨年三月に改めた農地転用許可基準の緩和は、ゴルフ場建設ラッシュに拍車をかけているとの批判もありますが、これを見直す考えはないかどうか、まずお伺ひしたいと思います。

○政府委員(片桐久雄君) ゴルフ場向けの農地転用の許可につきましては、従来ゴルフ場の計画地域の中で農地をおおむね五〇%未満でなければならぬという制限を付しておりましたが、先生御指摘のように、昨年の三月にこの許可基準を改正いたしました。これは、近年ゴルフが国民各層に普及し、また地域の活性化に資するということがございまして、この面を緩和したところでございます。

さて、ゴルフ場の農地転用許可に当たりましては、優良農地の保全及び計画の土地利用の推進という許可基準の基本を踏まえながら、また位置選定とか計画面積の妥当性、それから周辺の農業に与える影響等をも厳正、的確に判断することによりまして、地域の活性化に資するものについて転用許可をしております。今後はその運用及び審査については慎重に対処してまいりたいというふうに考えております。

○林紀子君 私は、現在広島県に住んでおりますが、農水省の中国農業試験場がまとめた「近畿中国地域における 高齢・兼業農業と担い手」という本によりますと、農業人口に占める六十五歳以上の割合というのは、広島県で二・四%、山口県で二・九%、岡山県二・〇%など全国的に見ても特に中山間地域は著しく高齢化が進んでおります。

政府は、これまでも山村振興法や過疎振興法などに基いて、中山間地域も含めて地域の振興を図ってきたことはよく知っております。例えば、山村振興法で昭和四十年から六十三年度まで一期から三期までの山村振興事業が行われ、補助金のかさ上げ措置や金融上の優遇措置、採択基準の

緩和措置など、この二十年以上間に総額八兆円近くが振興山村区域に使われました。過疎地域においても同様な措置がとられてきました。

しかし、振興山村地域や過疎地域、こうした地域を含む中山間地域の問題は改善されるどころかますます深刻になってきていると思ひます。このことは、従来型の地域振興策、すなわち補助金のかさ上げや金融上の優遇措置などでは何ら解決できないことを示しているのではないのでしょうか。

農水省が進めようとしている中山間地域対策は、この従来型の地域振興策の延長線上でしかないのかと考えられません。これでは中山間地域を活性化することはできないのではないのでしょうか。中山間地域にどのような将来像を描いているのか、それをぜひお伺ひしたいと思います。そして、もっと思い切った抜本的な政策が必要なきときではないかということもぜひ指摘をしたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(山本富雄君) 今いろんな、山振法とかあるいは過疎法、過去の問題に触れて先生からさまざまな御指摘がございましたが、この中山間地域の活性化を図るということは、活力ある地域社会の維持と国土の均衡ある発展を図る観点から、非常に重要だという認識はもう十分持っております。

そこで、地域の特性を生かした農林水産業の振興、一つの柱です。二つの柱としては、地域資源を活用した就業機会の確保や都市住民との交流、三本目、生活環境の整備、これらを総合的に推進をしていきたいということでございます。また、ただいまいろいろ御審議をいただいております本法律案などによりまして新しい資金を創設いたしました。重点的に中山間地域の活性化を図ってまいりたい、こういうふうな考えております。

○林紀子君 私は、抜本的な施策の一つとして、イギリス、フランス、西ドイツといったEC諸国の中山間地域対策、これにぜひ注目してほしいと思ひます。この施策は、中山間地域問題研究会がまとめた「中山間地域問題を考える―農村の

活性化に向けて」や、農水省の国際協力課和泉真理さんが書かれた「英国の農業環境政策」の中でも紹介されております。EC諸国ではLFAと呼ばれる中山間地域に対して、農業所得の地域差をなくし、自然や水資源を適正に管理すること、農山村の過疎化や農地の荒廃を防ぐことなどを目的に、一九七五年から生産と無関係に直接所得の補てんを目的とする助成が行われ、十年後の一九八五年にはその助成措置をさらに強化する方向で改正しています。

例えばフランスでは、LFAに対する給付金制度として牛などの畜産経営に対し、四十頭を上限に一頭当たり百八十二フランから七百七フラン、日本円に直しまして四千九百十四円から一万九千八百九十四円の給付金を農場ごとに直接支給しています。イギリスや西ドイツでも、このようなLFA政策と呼ばれるものを行っております。我が国においても環境維持に役立つ農業を営む農家に助成金を支給する、こうした助成制度を設けていくべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○政府委員(鶴岡俊彦) 今御指摘のようなEC諸国においてデカップリング、いわゆるデカップリングというような方法を講じているということを知りたしております。中山間地域、確かに土地条件その他、他の地域に比べて不利な条件はありますけれども、最近の交通条件あるいは輸送条件の改善によりまして、また情報の機能の向上等によりましてそれぞれの、先ほど大臣からも答弁しましたように、立地を生かした、その特色を生かした対応ができるのではないかと、そのようなことで、地元の盛り上がり意欲あるいは資源状況、それを活用した方法により、直接補てんというよりむしろそういうのを農業生産あるいは林業生産と関連させながら、そういう地場資源を活用したことによっていく方がいいのではないかと、先ほど申しましたように基盤整備でありますとかある

いは建物、施設の整備等につきましては地元負担を考慮に入れた仕組みをつくる。

それから、地元の創意工夫を生かした対応というのが何よりも基本でございますので、今回御願います法案、これは低い制度資金をさらに利下げをするというふうなことで対応し、それぞれの特徴を生かした意欲のある盛り上がり方を助長してこそ真の中山間振興になるのではないかと、いうようなことで、そういう方向で対応していきたいというふうに考えております。

○委員長(仲川幸男) 時間です。

○林紀子君 最後に、日本共産党はさきの総選挙の際、安全な食糧は日本の大地からと、生産者、消費者の共通の願いにこたえて自給率向上、農業再建を今後十年で進めることを提起いたしました。中山間地域の農民が意欲を持って農業に取り組めるよう、今こそ農政の転換を図るよう求め、質問を終わらせていただきます。

○井上哲夫君 私から二、三お尋ねいたします。まず、きょうの審議を今お聞きしております、村沢委員から御指摘がありました、猪熊委員からも御指摘がありました、この中山間地域をめぐる諸問題で、これは大臣にお尋ねしたいんですが、中山間地域対策基本法とかそういう法律の制定を前向きにお考えになられるかどうか、お尋ねいたします。

○政府委員(鶴岡俊彦) 今中山間関係の法律としましては山村振興法、過疎地域等々の法律がございます。そういうふうなことで地域の総合的な開発、対応というのが行われておるわけでございます。私もそういうふうなことを頭に置きながら、農業政策の面からどういった政策を展開可能であろうかというふうなことで、農業政策、いろんな基盤整備あるいは施設整備あるいは個別農家に対する経営改善等々の指導等はあるわけでござい、いますけれども、それらを総合的にやっていけば、法律によらずに、各従前の制度と相まってそういう振興ができるのではないかと、いうことから、現在のところ、特に中山間農業振興法等なるものは

今のところは考えてなくて、先ほど申しましたような線で対応していきたいというふうに考えております。

○井上哲夫君 猪熊委員もおっしゃいましたが、本末転倒であるとかあるいは地域指定について不明確だとか、こういう法律が果たして法律として大丈夫なのかというのを考えますと、私はやはり、中山間をめぐる諸問題についての対策基本法というものをつくった方がより明確になるのではないかと、いうふうな考えでおるわけですが、今の答弁でありますので、また次回に譲ります。

それから、今回の農林漁業金融庫法の改正の中で、農地の所有権あるいは利用権の取得に必要な資金、その他農業経営の規模の拡大に伴う必要資金とかいう枠の拡大が明記されておるわけでござい、ますが、土地の所有権の取得、利用権の取得まで至らなくて、農作業の受委託でござい、ますか、こういう受託作業でかなり大がかりにやっていると、いう、一種の純専業農家といえますか、まじめな農家、こういう人たちに今回の改正で融資の枠は拡大されるのかどうか、お尋ねをしたいと思います。

○政府委員(川合淳二君) 施設型農業に比べまして立ちおくれの見られる、例えば稲作等の土地利型農業につきましては、農業者個々の自主性と創意工夫に基づく経営規模の拡大などによりまして、地域農業の中核的な役割を果たす足腰の強い農業経営の育成を図っていただきたい。さらに、それが中核となつて農業生産組織を拡充かつ緊急につくっていくということが大事だと考えています。このような観点からいいますと、本資金の貸し付けに当たりましては、農地の所有権や利用権の取得による規模拡大はもとよりでござい、ますが、ただいま御指摘のありました、農作業の受委託を通じての農地の利用集積にも資するところが重要だと思っております。

とをやりながら作業受委託を行うというようにときには、その受託分も見込んだ形で経営の効率化が行われるように、それに要します施設とか農機具の取得、あるいはリースに要する費用などについては、この資金の融資対象としていきたいというふうに考えております。

○井上哲夫君 どうも大変慌ただしいので、私の質問も前の部分をカットいたしますが、もう一点、中山間地域の活性化のために加工流通施設の云々というところで、拡大をされていると。特にその後、公衆の保健の増進を図る場合も枠を広げましょうと。しかも、これは金利が若干またさらに低くなる。この公衆の保健の増進を図るというのを運用でどの程度広く考えられているかどうか、お尋ねをしたいと思います。

もつと具体的に言いますと……とにかくお答えいただきます。

○政府委員(川合淳二君) 中山間地域におきます農林漁業資源の有効活用というために必要な、今申しましたような保健機能の増進施設というふうなものも対象でございます。具体的に、これだけにもちろんとられるものはござい、ませんが、市民農園とか林間コテージとかいうようなものが私ども事例としてまず頭に上がっております。

○井上哲夫君 委員長、もう一点だけお願いいたします。

市民農園あるいはコテージというところでござい、ますが、畜産関係で言いますと、いわゆる中山間地域での畜産を営んでいる方は、地域住民との間に非常にいろんな摩擦を起こしているわけで、そういう人たちとどうして融和して目的の事業を達成するかというところで言いますと、この公衆の保健の増進というところを今、具体的に申し上げます。市民農園とか林間コテージとかいうことからもつと弾力的に、例えば村の中でコンサートを開いているとか、あるいはコンサートということはその中でとれたものを食べさせて、という、かなり運用で弾力的にやっていただいたという気持が強いものですから、その点を重ねてお尋ねを

いたします。

○政府委員(川合淳二君) 私が、先ほど申しましたように、私が考えるような狭いイメージだけではなくて、その地域に感じたいろいろなアイデアというものがあろうと思います。そういうことのアイディアをつくっていただくということも中山間地域の活性化に非常に大事なことでございますので、今の事例で申しますれば例えば観光牧場、その中で、野外で演奏するような施設というようなところもそれは当然考えていいのではないかと

思っております。

○井上哲夫君 終わります。

○委員長(仲川幸男君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(仲川幸男君) 御異議ないと認めます。

○委員長(仲川幸男君) 議事運営資料等について、村沢理事から発言を求められておりますので、これを許します。村沢君。

○村沢牧君 委員長、委員の皆さん方にも御了解いただいて、議事進行という立場で一言だけ政府にお願ひしておきたいというふうに思います。

先ほど指定区域、中山間地域についての基準をお示しいただきました。先ほど、ああいう質問をしたものですから皆さんの方でも若干まだ詰めるところもあるようであります。私も、ただ提案されたのであっていいとも悪いとも何も質問しておりません。もちろん、これは大臣が決定することですからどういふに御決定なさっても結構ですが、もしこれに、数字にもう少し検討すべきことがあるとするならば、私は、その三十日にもう一回法案審議もありますから、その前にひとと皆さんの方で実はこういうふうに出しましたけれども、再検討したらこうだということがあったら皆さんに申し上げていただきたいと思います。我々もまた皆さんに申し上げることもあるんですから。そういうことで、きょう、この決定に私たちが了解したということではなくてひとつお取り計らいをお願いしたいというふうに思うわけでございます。よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長(仲川幸男君) 政府側は異議ございませんか。

○政府委員(川合淳二君) 結構でございます。

○委員長(仲川幸男君) それでは、これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。別に御意見もなければ、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(仲川幸男君) 御異議ないと認めます。

○委員長(仲川幸男君) 御異議ないと認めます。

○委員長(仲川幸男君) 御異議ないと認めます。

○委員長(仲川幸男君) 御異議ないと認めます。

○委員長(仲川幸男君) 御異議ないと認めます。

○委員長(仲川幸男君) 御異議ないと認めます。

○委員長(仲川幸男君) 御異議ないと認めます。

○委員長(仲川幸男君) 御異議ないと認めます。

○委員長(仲川幸男君) 御異議ないと認めます。

○委員長(仲川幸男君) 御異議ないと認めます。

○委員長(仲川幸男君) 御異議ないと認めます。

○委員長(仲川幸男君) 御異議ないと認めます。

○委員長(仲川幸男君) 御異議ないと認めます。

○委員長(仲川幸男君) 御異議ないと認めます。

○委員長(仲川幸男君) 御異議ないと認めます。

○委員長(仲川幸男君) 御異議ないと認めます。

○委員長(仲川幸男君) 御異議ないと認めます。

○委員長(仲川幸男君) 御異議ないと認めます。

○委員長(仲川幸男君) 御異議ないと認めます。

○委員長(仲川幸男君) 御異議ないと認めます。

○委員長(仲川幸男君) 御異議ないと認めます。

○委員長(仲川幸男君) 御異議ないと認めます。

○委員長(仲川幸男君) 御異議ないと認めます。

○委員長(仲川幸男君) 御異議ないと認めます。

○委員長(仲川幸男君) 御異議ないと認めます。

○委員長(仲川幸男君) 御異議ないと認めます。

○委員長(仲川幸男君) 御異議ないと認めます。

○委員長(仲川幸男君) 御異議ないと認めます。

○委員長(仲川幸男君) 御異議ないと認めます。

○委員長(仲川幸男君) 御異議ないと認めます。

の拡充強化に努めるとともに、本法の運用に当たっては、次の事項に留意しつつ、制度本来の使命が十分に果たせるよう万全の措置を講ずべきである。

一 稲作等土地利用型農業経営体質強化資金については、構造政策の推進が急務となつてい

る実情にかんがみ、経営改善に努める農業者等が幅広く活用できるよう適切な運用を図ること。

二 中山間地域が農林漁業と国土保全の上で果たしている役割の重要性にかんがみ、それぞれの地域の特性を活かした農林漁業の振興と地域の活性化を図るための各般の施策を推進すること。

三 中山間地域活性化資金については、資金創設の目的に沿ひ、農山漁村の地域の特性を十分に活かした運用を図ること。

また、公庫資金と系統資金の融資分野については、それぞれの役割を分担しつつ、機能が十分発揮されるよう対応すること。

四 公庫資金の貸付対象者として、いわゆる第三セクターが追加される分野については、農林漁業の振興と農山漁村の活性化に十分に活用されるよう適切な運用を図ること。

五 農林漁業信用基金の行う保険対象事業については、農林漁業者等の資金需要の動向に即して、信用補完事業としての機能が十分に発揮されるよう今後とも本事業の適切な運用に努めること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ、委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長(仲川幸男君) ただいまの上野君提出の附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(仲川幸男君) 全会一致と認めます。

よつて、上野君提出の附帯決議案は全会一致をよつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

〔賛成者挙手〕

○委員長(仲川幸男君) 全会一致と認めます。

よつて、上野君提出の附帯決議案は全会一致をよつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

〔賛成者挙手〕

○委員長(仲川幸男君) 全会一致と認めます。

よつて、上野君提出の附帯決議案は全会一致をよつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

〔賛成者挙手〕

○委員長(仲川幸男君) 全会一致と認めます。

よつて、上野君提出の附帯決議案は全会一致をよつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

〔賛成者挙手〕

○委員長(仲川幸男君) 全会一致と認めます。

よつて、上野君提出の附帯決議案は全会一致をよつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

〔賛成者挙手〕

○委員長(仲川幸男君) 全会一致と認めます。

よつて、上野君提出の附帯決議案は全会一致をよつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

〔賛成者挙手〕

○委員長(仲川幸男君) 全会一致と認めます。

よつて、上野君提出の附帯決議案は全会一致をよつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

〔賛成者挙手〕

○委員長(仲川幸男君) 全会一致と認めます。

よつて、上野君提出の附帯決議案は全会一致をよつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

〔賛成者挙手〕

○委員長(仲川幸男君) 全会一致と認めます。

よつて、上野君提出の附帯決議案は全会一致をよつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

〔賛成者挙手〕

○委員長(仲川幸男君) 全会一致と認めます。

よつて、上野君提出の附帯決議案は全会一致をよつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

〔賛成者挙手〕

○委員長(仲川幸男君) 全会一致と認めます。

よつて、上野君提出の附帯決議案は全会一致をよつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

〔賛成者挙手〕

○委員長(仲川幸男君) 全会一致と認めます。

一の二の二 農地又は採草放牧地についての賃借権その他の所有権以外の使用及び収益を目的とする権利の取得に必要な資金であつて主務大臣の指定するもの

一の三 農業経営の規模の拡大に伴い必要な資金であつて主務大臣の指定するもの

第十八条の三の次に次の一条を加える。

第十八条の四 公庫は、第十八条第一項、第四項及び第五項、第十八条の二第一項並びに前条第一項に規定する業務のほか、次の各号に掲げる者に対し、それぞれ当該各号に掲げる資金であつて他の金融機関が融通することを困難とするもののうち主務大臣の指定するものの貸付けの業務を行うことができる。

一 指定地域内において生産される農林畜水産物（以下「指定地域農林畜水産物」という。）を原料若しくは材料として使用する製造若しくは加工の事業又は指定地域農林畜水産物若しくはその加工品の販売の事業であつて、新商品若しくは新技術の研究開発若しくは利用、需要の開拓又は事業の合理化（以下「新商品の研究開発等」という。）が行われることにより、指定地域農林畜水産物の加工の増進又は流通の合理化が図られ、指定地域における農林漁業の振興に資すると認められるものを営む者 当該新商品の研究開発等を行うのに必要な製造、加工又は販売のための施設の改良、造成又は取得その他当該新商品の研究開発等を行うのに必要な長期かつ低利の資金

二 指定地域内において、農地、森林その他の農林漁業資源を公衆の保健の用に供するための施設であつて農林漁業の振興に資するものを設置する者 当該施設の改良、造成又は取得その他当該施設の設置に必要な長期かつ低利の資金

2 前項の「指定地域」とは、地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域であつて、農業の健全な発展を図るためには、

農業の振興と併せて林業又は漁業の振興を総合的に推進することが特に必要であり、かつ、そのためには、その地域で生産される農林畜水産物の加工の増進及び流通の合理化を図り、又はその地域に存在する農地、森林その他の農林漁業資源の総合的な利用を促進することが必要かつ効果的と認められる地域として主務大臣の指定するものという。

3 第一項に規定する資金の貸付けの利率、償還期限及び据置期間は、別表第一の範囲内で公庫が定める。

第二十五条第一項中「左の」を「次の」に、「よる外」を「よるほか」に改め、同項第一号中「国債」の下に「地方債、政府保証債（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。）又は銀行、農林中央金庫、商工組合中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券」を加え、同項に次の一号を加える。

三 銀行又は農林中央金庫への預金
第三十五条中「三万円」を「十万円」に改める。
第三十六条中「左の場合においては」を「次の各号の一に該当する場合には」に、「三万円」を「十万円」に改め、同条第三号中「第十八条の三」を「第十八条の四」に改める。
第三十七条中「二万円」を「五万円」に改める。

附則第十項を次のように改める。
政府は、農林漁業金融公庫法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律（平成二年法律第 号）の施行の日から五年以内に、第十八条の四の規定の施行の状況を勘案し、同条第一項に規定する業務の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則第二十三項中「並びに第十八条の三第一項」を「第十八条の三第一項並びに第十八条の四第一項」に改める。

附則第二十五項中「政令で」を「主務大臣の」に、「とする」を「と、年四分五厘」とあるのは「年四分五厘以内で主務大臣の定める利率」とするに改める。

別表第一中「第十八条の三関係」を「第十八条の四関係」に改める。

四 第十八条の四第一項に規定する資金
別表第二の第一号の次に次のように加える。

一の二 農業経営の改善を図るため経営面積（農業経営の用に供する農地又は採草放牧地の面積をいう。以下同じ。）の拡大を促進することが特に必要と認められるものとして主務大臣の指定する農業部門において、経営面積の拡大とその拡大後の農業経営の効率化を総合的かつ計画的に推進するのに必要な資金であつて、第十八条第一項第一号、第二号、第三号、第一号の二、第一号の三又は第一号の八に掲げるもののうち、主務大臣の指定するもの

（農業信用保証保険法の一部改正）
第二条 農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）の一部を次のように改正する。
第二条第三項中「改善」の下に「又は農家経済の安定」を加える。

附則
（施行期日）
1 この法律は、公布の日から施行する。
（経過措置）
2 この法律の施行前に農林漁業金融公庫が締結した貸付契約に係る貸付金についての貸付けの利率については、なお従前の例による。
3 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（原材料の供給事情及び水産加工品の貿易事情の変化に即応して行われる水産加工業の施設の改良等に必要資金の貸付けに関する臨時措置に関する法律の一部改正）
4 原材料の供給事情及び水産加工品の貿易事情の変化に即応して行われる水産加工業の施設の改良等に必要資金の貸付けに関する臨時措置

条の四関係」に改め、同表の第一号（ハ）の据置期間の欄中「三年」を「八年」に改め、同号（九）の償還期限の欄中「十八年」を「二十五年」に改め、同号（九）の据置期間の欄中「三年」を「八年」に改め、同表の第三号の次に次のように加える。

年八分五厘	十五年	三年
年八分五厘	十五年	三年

年八分五厘	十五年	三年
年八分五厘	十五年	三年

に關する法律（昭和五十二年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。
第一項中「第十八条の三第一項」の下に「第十八条の四第一項」を加える。
（特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部改正）
5 特定農産加工業経営改善臨時措置法（平成元年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。
第五条第一項中「第十八条の三第一項」の下に「第十八条の四第一項」を加える。

砂糖の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案
砂糖の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律
砂糖の価格安定等に関する法律（昭和四十年法律第九号）の一部を次のように改正する。
第二条第二項中「糖度（温度二十度において、砂糖二十六グラムを水に溶解して百ミリリットルとしたものを国際目盛りの検糖計により測定した

砂糖の価格安定等に関する法律（昭和四十年法律第九号）の一部を次のように改正する。
第二条第二項中「糖度（温度二十度において、砂糖二十六グラムを水に溶解して百ミリリットルとしたものを国際目盛りの検糖計により測定した

を控除して得た額とする。

一 輸入異性化糖 その輸入申告の時に適用される異性化糖平均供給価格（標準異性化糖以外の異性化糖にあつては、農林水産省令で定める規格の区分に応じて、当該異性化糖平均供給価格に農林水産省令で定めるところにより算出される額を加減して得た額）

二 輸入混合異性化糖 次のイに掲げる額に次のロに掲げる額を加えて得た額
イ その輸入申告の時に適用される異性化糖平均供給価格に異性化糖含有率（混合異性化糖に含まれる異性化糖の割合をいう。以下同じ。）を乗じて得た額（当該輸入混合異性化糖に含まれる異性化糖が標準異性化糖以外のものである場合に於ては、農林水産省令で定める規格の区分に応じて、当該異性化糖平均供給価格に農林水産省令で定めるところにより算出される額を加減して得た額）

ロ その輸入申告の時に適用される異性化糖平均供給価格に当該輸入混合異性化糖に含まれる異性化糖以外の糖の割合を乗じて得た額に、標準異性化糖と当該異性化糖以外の糖との性状、用途、市価等の差異を勘案して当該異性化糖以外の糖の種類に応じて農林水産省令で定める割合を乗じて得た額

第十八条の五の見出し中「異性化糖」を「異性化糖等」に改め、同条中「第十八条の二第一項の下に「又は第二項」を加え、「異性化糖」を「異性化糖等」に改める。

第十八条の六の見出し中「異性化糖」を「異性化糖等」に改め、同条第一項を次のように改める。
前条第一項の規定による事業団の異性化糖等の売戻しの価格は、次に掲げるとおりとする。
一 国内産異性化糖については、次のイに掲げる額と次のロに掲げる額との差額に当該国内産異性化糖の移出の日の属する砂糖年度に係る農林水産大臣の定める率を乗じて得た額を

次のロに掲げる額に加えて得た額
イ 異性化糖調整基準価格（標準異性化糖以外の異性化糖にあつては、農林水産省令で定める規格の区分に応じて、当該異性化糖調整基準価格に農林水産省令で定めるところにより算出される額を加減して得た額）
ロ 当該国内産異性化糖の移出の時に適用される異性化糖平均供給価格（標準異性化糖以外の異性化糖にあつては、農林水産省令で定める規格の区分に応じて、当該異性化糖平均供給価格に農林水産省令で定めるところにより算出される額を加減して得た額）

次のロに掲げる額に加えて得た額

イ 異性化糖調整基準価格（標準異性化糖以外の異性化糖にあつては、農林水産省令で定める規格の区分に応じて、当該異性化糖調整基準価格に農林水産省令で定めるところにより算出される額を加減して得た額）
ロ 当該国内産異性化糖の移出の時に適用される異性化糖平均供給価格（標準異性化糖以外の異性化糖にあつては、農林水産省令で定める規格の区分に応じて、当該異性化糖平均供給価格に農林水産省令で定めるところにより算出される額を加減して得た額。次号において同じ。）

二 輸入異性化糖については、次のイに掲げる額と次のロに掲げる額との差額に当該輸入異性化糖の輸入申告の日の属する砂糖年度に係る前号の率を乗じて得た額を次のロに掲げる額に加えて得た額から、消費税の額に相当する金額を控除して得た額
イ 前号イに掲げる額
ロ 当該輸入異性化糖の輸入申告の時に適用される異性化糖平均供給価格

三 輸入混合異性化糖については、次のイに掲げる額と次のロに掲げる額との差額に当該輸入混合異性化糖の輸入申告の日の属する砂糖年度に係る第一号の率を乗じて得た額を次のロに掲げる額に加えて得た額に、第十八条の四第二項第二号ロに掲げる額を加えて得た額から、消費税の額に相当する金額を控除して得た額

イ 異性化糖調整基準価格に異性化糖含有率を乗じて得た額（当該輸入混合異性化糖に含まれる異性化糖が標準異性化糖以外のものである場合に於ては、農林水産省令で定める規格の区分に応じて、当該異性化糖調整基準価格に農林水産省令で定めるところにより算出される額を加減して得た額）
ロ 当該輸入混合異性化糖の輸入申告の時に適用される異性化糖平均供給価格に

異性化糖含有率を乗じて得た額（当該輸入混合異性化糖に含まれる異性化糖が標準異性化糖以外のものである場合に於ては、農林水産省令で定める規格の区分に応じて、当該異性化糖調整基準価格に農林水産省令で定めるところにより算出される額を加減して得た額）
二 輸入異性化糖については、次のイに掲げる額と次のロに掲げる額との差額に当該輸入異性化糖の輸入申告の時に適用される異性化糖平均供給価格に

異性化糖含有率を乗じて得た額（当該輸入混合異性化糖に含まれる異性化糖が標準異性化糖以外のものである場合に於ては、農林水産省令で定める規格の区分に応じて、当該異性化糖調整基準価格に農林水産省令で定めるところにより算出される額を加減して得た額）
イ 前項第二号ロに掲げる額
ロ 当該輸入異性化糖の輸入申告の時に適用される異性化糖標準価格から消費税

の額に相当する金額を控除して得た額

三 輸入混合異性化糖については、次のイに掲げる額と次のロに掲げる額との差額に当該輸入混合異性化糖の輸入申告の日に適用される異性化糖平均供給価格に異性化糖含有率を乗じて得た額（当該混合異性化糖に含まれる異性化糖が標準異性化糖以外のものである場合に於ては、農林水産省令で定める規格の区分に応じて、当該異性化糖平均供給価格に農林水産省令で定めるところにより算出される額を加減して得た額）

イ 前項第三号ロに掲げる額
ロ 当該輸入混合異性化糖の輸入申告の時に適用される異性化糖標準価格に異性化糖含有率を乗じて得た額（当該混合異性化糖に含まれる異性化糖が標準異性化糖以外のものである場合に於ては、農林水産省令で定める規格の区分に応じて、当該異性化糖平均供給価格に農林水産省令で定めるところにより算出される額を加減して得た額）

第十八条の六の次に次の一条を加える。
（輸入に係る異性化糖等の買入れ及び売戻しの価格の減額）
第十八条の六の二 第十八条の二第二項の規定による売渡しに係る異性化糖等が当該売渡し前に変質したものである場合には、事業団は、農林水産省令で定めるところにより、当該異性化糖等につき買入れ及び売戻しの価格を減額することとができる。

第三十条の前の見出し中「異性化糖」を「異性化糖等」に改める。
第三十一条第一項中「売渡申込数量」の下に「混合糖に含まれる砂糖の数量」の下に「（混合糖に含まれる砂糖の数量）」を加え、「砂糖の供給数量」を「砂糖（輸入に係る指定糖たる混合糖に含まれる砂糖を含む。）の供給数量」に、「その種類」に「その種類（混合糖の種類）」に「その種類」を加え、当該混合糖に含まれる砂糖の種類に応じて、当該混合糖にあつては、当該額に砂糖

の額に相当する金額を控除して得た額
三 輸入混合異性化糖については、次のイに掲げる額と次のロに掲げる額との差額に当該輸入混合異性化糖の輸入申告の時に適用される異性化糖平均供給価格に異性化糖含有率を乗じて得た額（当該混合異性化糖に含まれる異性化糖が標準異性化糖以外のものである場合に於ては、農林水産省令で定める規格の区分に応じて、当該異性化糖平均供給価格に農林水産省令で定めるところにより算出される額を加減して得た額）

イ 前項第三号ロに掲げる額
ロ 当該輸入混合異性化糖の輸入申告の時に適用される異性化糖標準価格から消費税

含有率を乗じて得た額」に改める。

第三十二条第一項中「第十八条の二第一項の規定による異性化糖」を「第十八条の二第一項又は第二項の規定による異性化糖等」に、「異性化糖製造者」を「者」に、「異性化糖の売渡申込数量」を「異性化糖等の売渡申込数量（混合異性化糖にあっては、当該売渡しの申込みに係る混合異性化糖に含まれる異性化糖の数量）」に、「異性化糖の第十八条の五第一項」を「異性化糖等の第十八条の五第一項」に改め、「売戻しの数量」の下に「（混合異性化糖にあっては、当該売戻しに係る混合異性化糖に含まれる異性化糖の数量）」を、「製造数量等」の下に「又は異性化糖等の輸入数量等（混合異性化糖にあっては、輸入に係る混合異性化糖に含まれる異性化糖の数量等）」を加え、「異性化糖の第三十条第一項」を「異性化糖等の第三十条第一項」に改め、「第十八条の六第一項」の下に「及び第二項」を加え、「同項に規定する売戻しの価格に、前条第一項の農林水産大臣が定める額を基準とし砂糖と異性化糖との性状、用途、市価等の差異を勘案して標準異性化糖につき当該超える数量に係る異性化糖の移出の日の属する砂糖年度について農林水産大臣が定める額（標準異性化糖以外の異性化糖にあっては、農林水産省令で定める規格の区分に応じ、当該額に農林水産省令で定めるところにより算出される額を加減して得た額）」を「これらの規定に規定する売戻しの価格に、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額」に改め、同項に次の各号を加える。

一 国内産異性化糖 前条第一項の農林水産大臣が定める額を基準とし砂糖と異性化糖との性状、用途、市価等の差異を勘案して標準異性化糖につき当該超える数量に係る国内産異性化糖の移出の日の属する砂糖年度について農林水産大臣が定める額（標準異性化糖以外の異性化糖にあっては、農林水産省令で定める規格の区分に応じ、当該額に農林水産省令で定めるところにより算出される額を加減して得た額。次号において同じ。）

二 輸入異性化糖 当該超える数量に係る輸入異性化糖の輸入申告の日の属する砂糖年度に係る前号の農林水産大臣が定める額から消費税の額に相当する金額を控除して得た額

三 輸入混合異性化糖 当該超える数量に係る輸入混合異性化糖の輸入申告の日の属する砂糖年度に係る第一号の農林水産大臣が定める額に異性化糖含有率を乗じて得た額（当該輸入混合異性化糖に含まれる異性化糖が標準異性化糖以外のものである場合にあっては、農林水産省令で定める規格の区分に応じ、当該額に当該額に農林水産省令で定めるところにより算出される額を加減して得た額）から消費税の額に相当する金額を控除して得た額

第三十四条第一項中「若しくは砂糖」の下に「混合糖若しくは異性化糖等」を加える。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 改正後の砂糖の価格安定等に関する法律（以下「新法」という。）第五条第一項、第八条、第十条、第十八条の二から第十八条の六の二まで、第三十一条第一項及び第三十二条第一項の規定は、平成二年四月一日以後に輸入申告をする指定糖及び異性化糖等並びに同日以後にその製造場から移出する異性化糖について適用し、同日以前に輸入申告をし、又は移出する指定糖又は異性化糖等については、なお従前の例による。

第三条 平成二年四月一日から九月三十日までの間に輸入申告をする指定糖についての新法第十条第一項第一号、第二項及び第三項の規定の適用については、同条第一項第一号中「当該輸入申告の日の属する砂糖年度」とあるのは「平成二年四月一日から九月三十日までの期間」と、同条第二項中「毎砂糖年度、当該年度の開始前十五日までに」とあるのは「砂糖の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律（平成二年

法律第 号）の施行の日」と、「当該年度の前年度」とあるのは「昭和六十三年砂糖年度」と、「当該年度における」とあるのは「平成元砂糖年度における」と、同条第三項中「その適用期間の属する砂糖年度」とあるのは「平成二年四月一日から九月三十日までの期間」と、「当該年度の前年度」とあるのは「昭和六十三年砂糖年度」と、「当該年度における」とあるのは「平成元砂糖年度における」とする。

2 前項の規定により読み替えて適用される新法第十条第一項第一号イの農林水産大臣の定める率は、同条第四項において準用する新法第三条第六項の規定にかかわらず、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）に告示するものとする。

3 第一項の規定により読み替えて適用される新法第十条第一項第一号イの農林水産大臣の定める額のうち平成二年四月一日の属する新法第十八条の三第一項の期間に係るものは、新法第十条第四項において準用する新法第七条第二項の規定にかかわらず、施行日に告示するものとする。

第四条 平成二年四月一日の属する新法第七条第一項の政令で定める期間についての異性化糖標準価格は、新法第十八条の二第六項において準用する新法第七条第二項の規定にかかわらず、施行日に告示するものとする。

第五条 平成二年四月一日の属する新法第十八条の三第一項の政令で定める期間についての異性化糖平均供給価格は、同条第二項において準用する新法第七条第二項の規定にかかわらず、施行日に告示するものとする。

第六条 平成二年四月一日から九月三十日までの間にその製造場から移出し、又は輸入申告をする異性化糖等についての新法第十八条の六第一項及び第三項の規定の適用については、同条第一項第一号中「当該国内産異性化糖の移出の日の属する砂糖年度」とあるのは「平成二年四月一日から九月三十日までの期間」と、同条第二号

中「当該輸入異性化糖の輸入申告の日の属する砂糖年度」とあるのは「平成二年四月一日から九月三十日までの期間」と、同条第三号中「当該輸入混合異性化糖の輸入申告の日の属する砂糖年度」とあるのは「平成二年四月一日から九月三十日までの期間」と、同条第三項中「毎砂糖年度、当該年度の開始前十五日までに」とあるのは「砂糖の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律（平成二年法律第 号）の施行の日」と、「当該年度における」とあるのは「平成元砂糖年度における」とする。

2 前項の規定により読み替えて適用される新法第十八条の六第一項の農林水産大臣の定める率は、同条第四項において準用する新法第三条第六項の規定にかかわらず、施行日に告示するものとする。

（蚕糸砂糖類価格安定事業団法の一部改正）

第七条 蚕糸砂糖類価格安定事業団法（昭和五十六年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項第二号ロ中「異性化糖」を「異性化糖等」に改める。

第三十七条第三項中「売渡しの価格」の下に「（当該指定糖が混合糖である場合にあっては、当該売渡しの価格から同法第八条第二号ロに掲げる額を控除して得た額）」を加え、「同号ロの安定下限価格」を「同法第十条第一項第一号ロの安定下限価格（混合糖については、当該安定下限価格に砂糖含有率を乗じて得た額）」に改める。

（蚕糸砂糖類価格安定事業団法の一部改正に伴う経過措置）

第八条 施行日前にした行為に対する蚕糸砂糖類価格安定事業団法の規定による罰則の適用については、なお従前の例による。

三月二十一日日本委員会に左の案件が付託された。（予備審査のための付託は同日）

一、農林漁業金融公庫法及び農業信用保証保険
法の一部を改正する法律案

(衆議院修正に係る条文のみを
掲載。小字及び―は修正)

農林漁業金融公庫法及び農業信用保証保険
法の一部を改正する法律案

附 則

(施行期日)

1 この法律は、平成二年四月一日公布の日から施行する。

平成二年四月五日印刷

平成二年四月六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

F